

著作物使用料分配規程

JASRAC[®]

一般社団法人 日本音楽著作権協会

2024年1月17日 初版

著作物使用料分配規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 分配率
 - 第1節 演奏権使用料（第11条－第12条）
 - 第2節 録音権使用料（第13条－第14条）
- 第3章 分配計算
 - 第1節 演奏使用料（第15条－第26条）
 - 第15条 上演使用料
 - 第16条 演奏会等使用料
 - 第17条 ホール型ライブハウス使用料
 - 第18条 交通機関使用料
 - 第19条 航空機使用料
 - 第20条 ディナーショー等使用料
 - 第21条 社交場使用料
 - 第22条 演奏会型ライブハウス使用料
 - 第23条 カラオケ使用料
 - 第24条 フィットネスクラブ使用料
 - 第25条 カルチャーセンター使用料
 - 第26条 音楽教室使用料
 - 第2節 BGM使用料（第27条）
 - 第3節 遊技機使用料（第28条）
 - 第4節 放送等使用料（第29条－第38条）
 - 第29条 使用形態の定義
 - 第30条 NHK使用料
 - 第31条 民放地上波ラジオ放送使用料
 - 第32条 民放地上波テレビ放送使用料
 - 第33条 民放衛星波ラジオ放送使用料
 - 第34条 民放衛星波テレビ放送使用料

第35条 放送大学学園使用料

第36条 コミュニティ放送使用料

第37条 その他の包括使用料

第38条 曲別使用料

第5節 有線放送等使用料（第39条—第43条）

第39条 有線ラジオ放送使用料

第40条 有線テレビジョン放送使用料

（CS放送の再放送及び自主放送に係る使用料）

第41条 有線テレビジョン放送使用料

（地上波及びBS放送の再放送に係る使用料）

第42条 テレフォンサービス使用料

第43条 オフトーク通信使用料

第6節 上映使用料（第44条）

第7節 オーディオ録音使用料等（第45条）

第8節 映画録音使用料（第46条）

第9節 ビデオグラム録音使用料（第47条）

第10節 出版使用料等（第48条）

第11節 特定目的複製使用料（第49条—第50条）

第49条 広告目的複製使用料

第50条 ゲーム目的複製使用料

第12節 貸与使用料（第51条）

第13節 業務用通信カラオケ使用料（第52条）

第14節 インタラクティブ配信使用料（第53条）

第15節 外国団体から収納した使用料（第54条）

第16節 その他の使用料（第55条）

第17節 実施細則（第56条）

附則

変更履歴

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、管理委託契約約款第19条第8項の規定に基づき、使用料等の分配に関する詳細な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理著作物 管理委託契約約款第1条第11項に規定する管理作品をいう。

(2) キューシート 映画に使用された著作物及びその関係権利者、使用時間等を記載した資料その他これに準ずる資料をいう。

(3) 分配対象使用料 各分配期において分配の対象となる使用料をいう。

(4) 分配対象著作物 管理委託契約約款第19条第2項に規定する分配対象作品をいう。

(5) 曲別使用料 各管理著作物の利用1回ごとに金額を算定し、徴収する使用料をいう。

(6) 共同著作者 共同著作物（二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。）に係る各著作者をいう。

(7) 関係権利者の識別の区分 関係権利者を、作曲者、作詞者、編曲者、訳詞者、音楽出版者に区分した各区分をいう。

(8) 下請出版契約 委託者である音楽出版者が、外国の著作物に関して、その著作権を有する外国の音楽出版者と、当該著作物の日本国内における利用の開発を図るための著作権管理の権限を付与すること等を内容として締結する契約をいう。

(9) 下請出版著作物 下請出版契約の対象となった外国の著作物をいう。

(10) 原出版者 下請出版著作物について著作権を有する外国の音楽出版者をいう。

(11) 下請出版者 原出版者と下請出版契約を締結した委託者である音楽出版者をいう。

(12) 原著作者 下請出版著作物の原作曲者又は原作詞者をいう。

2 前項各号に規定するもののほか、管理委託契約約款に定義のある用語の意義は、

この規程に別段の定めがある場合を除き、その定義に従うものとする。

- 3 この規程において、「使用料」には、管理委託契約約款第12条第1項第3号に掲げる補償金（受託者がこの規程とは別に分配の方法に関する詳細な事項を定めたものを除く。）及び同項第5号に規定する損害金を含むものとする。
- 4 この規程において、「分配資料」には、受託者が調査して得た資料であって利用された著作物の題号等の情報が記録されたものを含むものとする。
- 5 この規程において、「補作者」は歌詞又は楽曲の共同著作者とみなし、「補作届」は著作物資料に含まれるものとする。

（分配の対象者）

- 第3条** 使用された管理著作物の関係権利者は、当該使用に係る使用料の分配の対象者（管理委託契約約款第19条第3項に規定する対象権利者をいう。）となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、楽曲のみからなる著作物に作曲者の許諾を得て歌詞を付したものが使用された場合は、その作詞者は、当該歌詞が使用されたときに限り、分配の対象者となるものとする。ただし、当該作詞者が前項に定める関係権利者となることを他の関係権利者が認めた場合は、常に分配の対象者となる。
 - 3 編曲者又は訳詞者は、当該編曲又は訳詞が使用されたときに分配の対象者となる。

（分配の対象者の特例）

- 第4条** 管理委託契約約款の規定に基づく委託者による額の指定（以下この条において「指し値」という。）がされた使用料を第3章第11節（特定目的複製使用料）の規定により分配するときは、前条第1項の規定にかかわらず、使用された管理著作物の関係権利者のうち、指し値をした者のみ分配の対象者となる。
- 2 前項の場合において、歌詞及び楽曲双方の使用につき、それぞれの委託者が指し値をしたときは、自らが指し値をした使用料についてのみ分配の対象者となる。

（関係権利者の確定の方法等）

- 第5条** 管理著作物の関係権利者は、著作物資料に記載されている関係権利者をもって確定する。
- 2 著作物資料がない場合においても、受託者が関係権利者として認めることのできた者は、当該著作物の関係権利者として確定することができる。
 - 3 各分配対象著作物の関係権利者は、第3章（分配計算）において分配対象使用料ごとに規定する確定基準日における権利関係に基づき確定する。

4 著作物資料がないなどの理由により受託者が関係権利者の確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、使用料の分配を保留する。

(関係権利者を確定する著作物資料)

第6条 各分配対象著作物の関係権利者の確定は、関係権利者の確定基準日の10日前（休業日の場合はその前日）までに提出された著作物資料によるものとする。

(分配資料等)

第7条 使用料の分配は、分配資料に基づいて、行う。

2 分配資料に管理著作物として記載されたものであっても、受託者の審査機関が受託者の管理する著作物として不適当と認めたものは、分配対象著作物から除外する。

(分配調整)

第8条 使用料の過剰分配又は過少分配の生じたことが判明したときは、当該関係権利者に通知し、使用料の分配の際に、その使用料から過剰分配額を控除し、又はその使用料に過少分配額を追加して調整することができる。

2 前項の調整は、関係権利者に過剰分配又は過少分配が生じたことを通知した日の属する分配期に分配する使用料から過剰分配額を控除し、又は分配する使用料に過少分配額を追加して行う。

3 前項の規定にかかわらず、過剰分配を受けた関係権利者にその原因がない場合における分配調整は、前項の通知をした分配期の次の分配期に分配する使用料から控除して行うことができる。

4 前2項の規定により過剰分配額の控除を行う場合において、その分配期に分配する使用料の額が控除すべき額に満たないときは、残額を次の分配期以降に分配する使用料から控除することができる。

5 過剰分配の場合において、過剰分配を受けた関係権利者から使用料の控除をすることが相当でないときは、理事会の承認を得て控除を行わないことができる。

6 前項の場合において、控除を行わない使用料に相当する過少分配の関係権利者への分配の資金は、一般会計の収入に繰り入れた管理を終結した諸預り金を充てることができる。

(分配先未確定外国作品分配保留使用料の処理方法)

第9条 第5条第4項により分配を保留した使用料のうち、いずれの委託元外団にも所属していない権利者のみで構成する外国作品の、演奏権における分配先未確定の

分配保留使用料（以下「分配保留金」という。）の管理方法及び分配先が確定できなかった分配保留金の処理は、次の各号に定める方法によるものとする。

- （１）分配保留となった作品については、国際ルールに基づく「インクワイアリーリスト」による委託元外団への照会及びその他の方法による分配先確定のための調査を行う。
- （２）前号の規定による調査の結果、分配先が確定した作品については、速やかに分配保留を解除して直近の分配期に分配する。
- （３）第１号の規定による調査を行ったにもかかわらず、分配保留金として計上してから３年間経過してなお分配先が確定できないものは、分配先確定のための調査を終了し、その分配保留金は翌年度に「分配補償準備基金」に繰り入れる。
- （４）国内権利者又は委託元外団から分配の補償を求められ、この請求が妥当と認められる場合は、その分配補償又は立替分配のための資金を、前号の分配補償準備基金から支出することができる。
- （５）前号の規定は、分配対象使用料を分配資金又は分配基金と分配補償資金に区分する定めが別にある使用料が請求対象となった場合については、適用しない。
- （６）第４号の規定により分配補償を行うときは、理事会の承認を得て実施するものとする。
- （７）分配補償準備基金は、１年間を経過して残額があるときは、これを４等分し、翌年度の放送等使用料における放送分配基金のうち、第３０条、第３１条及び第３２条に係るものに繰り入れて分配する。この場合の各基金への配分は、当該分配期の各基金の額に応じて按分するものとする。

（例外措置）

第１０条 使用状況、利用報告状況その他の事情により、この規程の定めによる分配が困難なときは、理事会の承認を得て、別に分配期、分配計算の方法等必要な事項を定めることができる。

第2章 分配率

第1節 演奏権使用料

(演奏権使用料の分配率)

第11条 演奏、放送、有線放送、上映その他無形的利用に係る使用料（以下「演奏権使用料」という。）の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って、行う。

関係権利者	分配率	関係権利者	分配率			
			(1)	(2)	(3)	(4)
1 作曲者	12/12	7 作曲者	8/12	6/12	—	—
		音楽出版者	4/12	6/12	—	—
2 作曲者	10/12	8 作曲者	6/12	4/12	—	—
編曲者	2/12	編曲者	2/12	2/12	—	—
		音楽出版者	4/12	6/12	—	—
3 作曲者	6/12	9 作曲者	4/12	3/12	4/12	3/12
作詞者	6/12	作詞者	4/12	3/12	3/12	4/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
4 作曲者	5/12	10 作曲者	3/12	2/12	3/12	2/12
作詞者	5/12	作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
編曲者	2/12	編曲者	2/12	2/12	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
5 作曲者	5/12	11 作曲者	3/12	2/12	3/12	2/12
作詞者	5/12	作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
訳詞者	2/12	訳詞者	2/12	2/12	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
6 作曲者	5/12	12 作曲者	3/12	2/12	3/12	2/12
作詞者	5/12	作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
編曲者	1/12	編曲者	1/12	1/12	1/12	1/12
訳詞者	1/12	訳詞者	1/12	1/12	1/12	1/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12

(備考) 7から12までにおいて適用する分配率は、関係権利者の届出による。

2 前項の規定にかかわらず、演劇的音楽著作物に係る使用料規程の規定に基づく使用料の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って、行う。

関係権利者	分配率	関係権利者	分配率	
			(1)	(2)
1 作曲者	12/12	7 作曲者	8/12	6/12
		音楽出版者	4/12	6/12
2 作曲者	10/12	8 作曲者	6/12	4/12
編曲者	2/12	編曲者	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12
3 作曲者	7/12	9 作曲者	5/12	3/12
作詞者	5/12	作詞者	3/12	3/12
		音楽出版者	4/12	6/12
4 作曲者	6/12	10 作曲者	4/12	2/12
作詞者	4/12	作詞者	2/12	2/12
編曲者	2/12	編曲者	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12
5 作曲者	6/12	11 作曲者	4/12	2/12
作詞者	4/12	作詞者	2/12	2/12
訳詞者	2/12	訳詞者	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12
6 作曲者	6/12	12 作曲者	4/12	2/12
作詞者	4/12	作詞者	2/12	2/12
編曲者	1/12	編曲者	1/12	1/12
訳詞者	1/12	訳詞者	1/12	1/12
		音楽出版者	4/12	6/12

(備考) 7から12までにおいて適用する分配率は、関係権利者の届出による。

- 3 共同著作者の分配率は、関係権利者の識別の区分ごとに、前2項に定める分配率を等分したものとする。
- 4 前項にかかわらず、共同著作者の創作の寄与度に対応した共同著作者ごとの分配率であって、共同著作者全員が合意したもの（以下「合意分配率」という。）について、別に定める書式による届出があった場合には、共同著作者の分配率は、合意分配率によるものとする。ただし、共同著作者は第1項及び第2項に定める関係権利者の識別の区分に係る分配率の中で合意分配率を定めるものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、著作物が初めてレコードとして発行される時又は初めてインタラクティブ配信で利用される時に付された編曲については、当該編曲に係る編曲者（以下「公表時編曲者」という。）を当該著作物の関係権利者とし、公表時編曲者に対する分配率を1/12、公表時編曲者以外の関係権利者に

対する分配率を11/12とすることができる。既にレコードとして発行された著作物又は既にインタラクティブ配信で利用された著作物が改めてレコードとして発行される時又は改めてインタラクティブ配信で利用される時に、関係権利者の同意を得て付された編曲についても、同様とする。

6 一つの著作物に公表時編曲者が複数名存在する場合の各公表時編曲者の分配率は、前項に規定する公表時編曲者の分配率1/12を等分したものとする。

7 前2項を適用して分配する範囲は、当分の間、次のとおりとする。

(1) 第23条に定めるカラオケ使用料

(2) 第52条に定める業務用通信カラオケの公衆送信相当分の評価に対する資金から分配する使用料

8 次の各号に該当する者は、当該各号に定める者として、第1項及び第2項の分配率を適用する。

(1) 楽曲の著作権が消滅している場合の編曲者 作曲者

(2) 歌詞の著作権が消滅している場合の訳詞者 作詞者

9 演劇的音楽著作物に係る関係権利者に音楽出版者が含まれる場合において、他の関係権利者がその取り分を音楽出版者から受領することを音楽出版者との契約により同意したときは、使用料の全額を当該音楽出版者に分配する。

(国際基準)

第12条 前条の関係権利者に委託元外団所属の者が含まれる場合は、受託者が当該委託元外団との間に締結している著作権管理契約に定める基準又は著作権協会国際連合の定める基準その他これらに準ずる基準（以下「国際基準」という。）による分配率に従って、分配することができる。

2 前項の国際基準のうち、下請出版契約が締結された外国の著作物の関係権利者に係る基準は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 下請出版著作物の各関係権利者に対する分配は、次のイ又はロのいずれかに定める分配率に従って行う。ただし、いずれの著作物においても、関係権利者の合意に基づき、原出版者の属する委託元外団が承認した場合は、原出版者取り分を含む出版者取り分の全てを下請出版者に分配することができる。

イ 北米の著作物（原出版者がアメリカ合衆国又はカナダの委託元外団に属する

場合の著作物)

	関係権利者	インスト作品	ボーカル作品	
著作者取り分	作曲者	4/8	2/8	2/8
	作詞者	—	2/8	1/8
	訳詞者	—	—	1/8
出版者取り分	原出版者	2/8		
	下請出版者	2/8		

(備考) 訳詞者は、下請出版著作物に適法な許諾を得て付された訳詞に係る著作者をいう。

□ その他の著作物

	関係権利者	インスト作品		ボーカル作品	
著作者取り分	作曲者	6/12	4/12	3/12	2/12
	作詞者	—	—	3/12	2/12
	訳詞者・編曲者	—	2/12	—	2/12
出版者取り分	原出版者	4/12	3/12	2/12	
	下請出版者	2/12	3/12	4/12	

(備考) 訳詞者又は編曲者は、下請出版著作物に適法な許諾を得て付された訳詞又は編曲に係る著作者をいう。

(2) 下請出版著作物の著作者に対する分配は、前号にかかわらず、当該訳詞の使用状況に応じて、下表に定める分配率に従って行う。

訳詞の使用状況	関係権利者	分配率	
		北米の著作物	その他の著作物
原詞が使用された場合	作曲者	6/24	6/24
	作詞者	6/24	6/24
	訳詞者	—	—
訳詞が使用された場合	作曲者	6/24	4/24
	作詞者	3/24	4/24
	訳詞者	3/24	4/24
器楽演奏された場合 及びいずれの詞が使用 されたか不明の場合	作曲者 作詞者 訳詞者	原詞が使用された場合の分配率 を適用する。	

(備考) 訳詞者は、下請出版著作物に適法な許諾を得て付された訳詞に係る著作者をいう。

(3) 前2号にかかわらず、関係権利者の合意に基づき、原著作者又は原出版者の属する委託元外団が承認した場合は、これと異なる分配率を適用することができる。

(4) 次に掲げる訳詞の訳詞者に対する分配率は、本項の規定を適用する。

イ 下請出版契約に基づき適法な許諾を得て付された訳詞であって、当該下請出版契約の終了したもの

ロ 下請出版著作物以外の外国の著作物について、原著作者又は原出版者から適法な許諾を得て付された訳詞

ハ 同一の外国の著作物について、既に適法な許諾を得て付された訳詞がある場合において、新たな下請出版契約に基づき適法な許諾を得て付された別個の訳詞

(5) 前号ハの新旧二つの訳詞の訳詞者に対する分配率は、本項に定める訳詞者の取り分を等分したものとし、三つ以上の訳詞が適法な許諾を得て付された場合も同様とする。

第2節 録音権使用料

(録音権使用料の分配率)

第13条 オーディオ録音、出版、映画又はビデオグラムへの録音その他複製に係る使用料（以下「録音権使用料」という。）の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って、行う。

関係権利者	分配率	関係権利者	分配率				
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1 作曲者	8/8	7 作曲者	8/12	6/10	4/8	—	—
		音楽出版者	4/12	4/10	4/8	—	—
2 作曲者 編曲者	6/8 2/8	8 作曲者	6/12	9/20	3/8	—	—
		編曲者	2/12	3/20	1/8	—	—
		音楽出版者	4/12	8/20	4/8	—	—
3 作曲者 作詞者	4/8 4/8	9 作曲者	4/12	3/10	2/8	4/12	3/12
		作詞者	4/12	3/10	2/8	3/12	4/12
		音楽出版者	4/12	4/10	4/8	5/12	5/12
4 作曲者 作詞者 編曲者	3/8 4/8 1/8	10 作曲者	3/12	9/40	3/16	12/48	9/48
		作詞者	4/12	12/40	4/16	12/48	16/48
		編曲者	1/12	3/40	1/16	4/48	3/48
		音楽出版者	4/12	16/40	8/16	20/48	20/48
5 作曲者 作詞者 訳詞者	4/8 3/8 1/8	11 作曲者	4/12	12/40	4/16	16/48	12/48
		作詞者	3/12	9/40	3/16	9/48	12/48
		訳詞者	1/12	3/40	1/16	3/48	4/48
		音楽出版者	4/12	16/40	8/16	20/48	20/48
6 作曲者 作詞者 編曲者 訳詞者	3/8 3/8 1/8 1/8	12 作曲者	3/12	9/40	3/16	12/48	9/48
		作詞者	3/12	9/40	3/16	9/48	12/48
		編曲者	1/12	3/40	1/16	4/48	3/48
		訳詞者	1/12	3/40	1/16	3/48	4/48
		音楽出版者	4/12	16/40	8/16	20/48	20/48

(備考) 7から12までにおいて適用する分配率は、関係権利者の届出による。

- 共同著作者の分配率は、関係権利者の識別の区分ごとに、前項に定める分配率を等分したものとする。
- 前項にかかわらず、合意分配率について、別に定める書式による届出があった場合には、共同著作者の分配率は、合意分配率によるものとする。ただし、共同著作

者は、第1項に定める関係権利者の識別の区分に係る分配率の中で合意分配率を定めるものとする。

4 次の各号に該当する者は、当該各号に定める者として、第1項の分配率を適用する。

(1) 楽曲の著作権が消滅している場合の編曲者 作曲者

(2) 歌詞の著作権が消滅している場合の訳詞者 作詞者

5 第1項の規定中関係権利者に音楽出版者が含まれる場合において、他の関係権利者がその取り分を音楽出版者から受領することを音楽出版者との契約により同意したときは、使用料の全額を当該音楽出版者に分配する。

(国際基準)

第14条 前条の関係権利者に委託元外団所属の者が含まれる場合は、国際基準に従って、分配することができる。

第3章 分配計算

第1節 演奏使用料

(上演使用料)

第15条 演奏、上映又は伝達（以下「演奏等」という。）について徴収した使用料

（第27条に規定するBGM使用料、第28条に規定する遊技機使用料及び第44条に規定する上映使用料を除く。以下「演奏使用料」という。）のうち、上演形式による演奏に係る使用料（以下「上演使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 上演使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料

(2) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。

(3) 各分配対象著作物に対する分配額は、上演使用料として徴収した使用料額とする。徴収した使用料額が複数の演劇的音楽著作物に係るときは、それぞれの上演時間の比率に基づいて、計算する。

3 上演使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 上演使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

(演奏会等使用料)

第16条 演奏使用料のうち、演奏会及びその他の催物における演奏（以下「演奏会等」という。）に係る使用料（第17条に規定するホール型ライブハウス使用料、第18条に規定する交通機関使用料、第19条に規定する航空機使用料、第20条に規定するディナーショー等使用料を除く。以下「演奏会等使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日

における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。なお、演奏会等使用料には、大規模演奏会等（演奏会等のうち、使用料規程に基づき算出する1公演当たりの「入場料に定員数を乗じて得た額」が5,000万円を超えるものをいう。）に係る使用料を含むものとする。

2 演奏会等使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとし、分配対象使用料のうち、演奏会における演奏に係る包括使用料は、分配のための基金（以下「分配基金」という。）及び分配補償資金に区分する。演奏会等使用料のうち、カラオケ大会の分配対象使用料は、第23条に定めるカラオケ社交場分配基金の分配対象使用料に合算して分配することができる。

分配期	分配対象使用料
6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料

(2) 前号にかかわらず、演奏会等使用料のうち、年間の包括許諾契約により月額又は年額で徴収した包括使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
9月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
12月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
3月	7月から9月までの期間に徴収した使用料

(3) 分配基金及び分配補償資金の配分比率は、下表のとおりとする。

配分比率	
分配基金	分配補償資金
分配対象使用料から分配補償資金を控除した額	分配対象使用料の0.3%

(4) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。ただし、カラオケ大会の分配対象著作物は、第23条に定めるカラオケ使用料の分配対象著作物とする。

(5) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行う。第1号の規定により第23条に定めるカラオケ社交場分配基金の分配対象使用料に合算されたカラオケ大会の分配対象使用料の各分配対象著作物に対する分配額の計算は、第23条に定めるカラオケ使用料の規定により行う。

イ 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 格差点数

(イ) 使用著作物数に基づく点数

1 催物単位の請求額を、その催物に使用された全管理著作物数（1回の使用時間5分までを1曲、5分を超える場合は5分までを超えるごとに1曲を加算した数の管理著作物数の和）で除した値を点数とする。

(ロ) 使用時間に基づく点数

1曲1回の使用時間が5分までを1点、5分を超える場合は、5分までを超えるごとに1点を加算した点数

(6) 前号の一括計算は、次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{該当する分配対象使用料又は分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(7) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

ロ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 演奏会等使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 演奏会等使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

(ホール型ライブハウス使用料)

第17条 演奏使用料のうち、ライブ観覧スペースにいる客に対して食事の提供をしない施設における演奏に係る年間の包括許諾契約による使用料（以下「ホール型ライブハウス使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 ホール型ライブハウス使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとし、分配対象使用料は、分配基金及び分配補償資金に区分する。

分配期	分配対象使用料
6月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
9月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
12月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
3月	7月から9月までの期間に徴収した使用料

(2) 分配基金及び分配補償資金の配分比率は、下表のとおりとする。

配 分 比 率	
分配基金	分配補償資金
分配対象使用料から分配 補償資金を控除した額	分配対象使用料の 0.3%

(3) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収期間に使用された著作物とする。

(4) 前号の分配対象著作物は、次の方法で収集した分配資料により確定する。

イ 利用者及び委託者等から提出される利用曲目報告書による分配資料

1 四半期ごとに利用者及び委託者等から報告された利用曲目を分配資料とする。

ロ 受託者が収集する分配資料

イで定める分配資料のほかに、受託者が収集（外部委託して収集したものを含む。）したセットリスト情報等を分配資料とすることができる。

(5) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行う。

イ 基礎点数

1 曲 1 回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 格差点数

当該著作物が使用された施設の月額使用料を点数とする。

(6) 前号の一括計算は、次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(7) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

ロ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 ホール型ライブハウス使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 ホール型ライブハウス使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

(交通機関使用料)

第18条 演奏使用料のうち、交通機関における演奏に係る使用料(第19条に定める航空機使用料を除く。以下「交通機関使用料」という。)は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 交通機関使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。交通機関の分配対象使用料は、第23条に定めるカラオケ社交場分配基金の分配対象使用料に合算して分配することができる。

分配期	分配対象使用料
6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料

- (2) 分配対象著作物は、第23条に定めるカラオケ使用料の分配対象著作物とする。
- (3) 第1号の規定により第23条に定めるカラオケ社交場分配基金の分配対象使用料に合算された分配対象使用料の各分配対象著作物に対する分配額の計算は、第23条に定めるカラオケ使用料の規定により行う。
- 3 交通機関使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。
- 4 交通機関使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

(航空機使用料)

第19条 演奏使用料のうち、航空機における演奏に係る使用料（以下「航空機使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 航空機使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
9月	前年度に徴収した使用料

- (2) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収期間に使用された著作物とする。
- (3) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、各分配対象著作物に次に掲げる分配点数を付与し、一括計算を行う。

分配点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

(4) 前号の一括計算は、次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

3 航空機使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 航空機使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

(ディナーショー等使用料)

第20条 演奏使用料のうち、ディナーショー、ダンスパーティ等における演奏に係る使用料（以下「ディナーショー等使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 ディナーショー等使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料

(2) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。

(3) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行う。

イ 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 格差点数

(イ) 使用著作物数に基づく点数

1 催物単位の請求額を、その催物に使用された全管理著作物数（1回の使用時間5分までを1曲、5分を超える場合は5分までを超えるごとに1曲を

加算した数の管理著作物数の和) で除した値を点数とする。

(ロ) 使用時間に基づく点数

1 曲 1 回の使用時間が 5 分までを 1 点、5 分を超える場合は、5 分までを超えるごとに 1 点を加算した点数

(4) 前号の一括計算は、次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

3 ディナーショー等使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 ディナーショー等使用料の関係権利者に対する分配率は、第 11 条及び第 12 条の定めによる。

(社交場使用料)

第 21 条 演奏使用料のうち、社交場及びダンス教授所における演奏等に係る使用料(第 22 条に規定する演奏会型ライブハウス使用料及び第 23 条に規定するカラオケ使用料を除く。以下「社交場使用料」という。)は、第 2 項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第 3 項に定める確定基準日における関係権利者に、第 4 項に定める分配率に従って、分配する。

2 社交場使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとし、分配対象使用料のうち年間の包括許諾契約により徴収した使用料は、分配基金及び分配補償資金に区分する。

分配期	分配対象使用料
6 月	1 月から 3 月までの期間に徴収した使用料
9 月	4 月から 6 月までの期間に徴収した使用料
12 月	7 月から 9 月までの期間に徴収した使用料
3 月	10 月から 12 月までの期間に徴収した使用料

(2) 分配基金及び分配補償資金の配分比率は、下表のとおりとする。

配 分 比 率	
分配基金	分配補償資金
分配対象使用料から分配補償資金を控除した額	分配対象使用料の0.3%

(3) 分配対象著作物は、以下のとおりとする。

- イ 年間の包括許諾契約による使用料
分配対象使用料の徴収期間に使用された著作物
- ロ 年間の包括許諾契約によらない使用料
分配対象使用料の徴収対象となった著作物

(4) 前号イの分配対象著作物は、次に定める方法で収集した分配資料により確定する。

イ 抽出した標本による分配資料

(イ) 1四半期ごとに、200件の社交場を抽出し、当該社交場における無作為に抽出した1日に収集した全利用曲目を分配資料とする。

(ロ) 抽出件数は、下表に定める抽出区分ごとに、次に掲げる算式によって算出した比に基づいて按分し、区分ごとに社交場を無作為に抽出する。

抽出区分		使用料規程上の適用区分
1	ライブハウス（演奏会型ライブハウスを除く）など	区分1①
2	キャバレー、ショーパブ、レストランアターなど	区分1②
3	ディスコ、ダンスホールなど	区分1③
4	バー、スナック、居酒屋、レストランなど1から3まで以外のもの	契約月額2万5千円未満
5		契約月額2万5千円以上 4万5千円未満
6		契約月額4万5千円以上
		区分1④

7	結婚会館、料理店、旅館、ホテルなど (宴会を主たる目的とするもの)	区分2
8	旅館、ホテルなど (主として宿泊客を対象とするもの)	区分3
9	ダンス教授所	ダンス教授所 における演奏

$$\frac{\text{総契約月額に占める各区分の契約件数構成比}}{\text{各区分の契約件数構成比}} = \frac{\text{当該区分の総契約件数}}{\text{全区分の総契約件数}}$$

(ハ) 各区分ごとの抽出件数は、受託者の支部ごとの契約件数比に応じて按分する。

(二) 収集した分配資料は、当期から1年間の各分配期において使用する。

□ 利用者等から提出される利用曲目報告書による分配資料

(イ) イのほか、1四半期ごとに利用者等から報告された利用曲目を分配資料とする。ただし、イによる分配資料と同一の社交場における同一の日の利用報告は、イの抽出した標本による分配資料として取り扱う。

(ロ) 収集した分配資料は、当期においてのみ使用する。

(5) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行う。ただし、社交場使用料のうち使用料の額を曲別算定して徴収したもののについては、第20条に定めるディナーショー等使用料の分配対象使用料に合算して同条の規定により行う。

イ 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

□ 格差点数

(イ) 使用時間に基づく格差点数

1曲1回の使用時間が5分までを1点、5分を超え10分までを2点とし、10分を超える場合は、10分までを超えるごとに2点を加算した点数

(ロ) 分配資料の収集方法に基づく格差点数

抽出した標本による分配資料により確定した分配対象著作物に付与する点数は1点とする。

利用者等から提出される利用曲目報告書による分配資料により確定した分配対象著作物に付与する点数は、1点を四半期の日数(90日)で除した値とする。

(ハ) 抽出区分別調整点数

抽出した標本による分配資料により確定した分配対象著作物については、抽出区分ごとに、前号イ(ロ)より算出した標本件数(小数点第2位まで)を、分配資料を収集した標本件数で除して得た値を点数とする。

(ニ) 施設の規模に基づく点数

抽出した標本による分配資料により確定した分配対象著作物については、当該標本に係る施設の月額使用料を点数とする。

利用者等から提出される利用曲目報告書により確定した分配対象著作物については、当該利用曲目報告書に係る施設の月額使用料を点数とする。

(6) 前号の一括計算は、次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{該当する分配対象使用料又は分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(7) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

□ 分配対象著作物1曲1回分の分配額は、次の算式によって算出する（円未満は四捨五入）。ただし、月間の使用曲数又は使用回数にかかわらず、当該社交場の契約月額 $1/10$ を限度とする。

$$\text{1曲1回の分配額} = \frac{\text{当該社交場の契約月額}}{\text{当該社交場の平均月間使用曲数}} \times \frac{1}{2}$$

ハ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

ニ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 社交場使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 社交場使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

（演奏会型ライブハウス使用料）

第22条 演奏使用料のうち、社交場であって演奏者が日替りで出演し、多種多様な著作物を演奏する施設における演奏等に係る年間の包括許諾契約による使用料（以下「演奏会型ライブハウス使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 演奏会型ライブハウス使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

（1）分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとし、分配対象使用料は、分配基金及び分配補償資金に区分する。

分配期	分配対象使用料
6月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
9月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
12月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
3月	7月から9月までの期間に徴収した使用料

(2) 分配基金及び分配補償資金の配分比率は、下表のとおりとする。

配 分 比 率	
分配基金	分配補償資金
分配対象使用料から分配 補償資金を控除した額	分配対象使用料の 0.3%

(3) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収期間に使用された著作物とする。

(4) 前号の分配対象著作物は、次の方法で収集した分配資料により確定する。

イ 利用者及び委託者等から提出される利用曲目報告書による分配資料

1 四半期ごとに利用者及び委託者等から報告された利用曲目を分配資料とする。

ロ 受託者が収集する分配資料

イで定める分配資料のほかに、受託者が収集（外部委託して収集したものを含む。）したセットリスト情報等を分配資料とすることができる。

(5) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行う。ただし、演奏会型ライブハウス使用料のうち使用料の額を曲別算定して徴収したものについては、第20条に定めるディナーショー等使用料の分配対象使用料に合算して同条の規定により行う。

イ 基礎点数

1 曲 1 回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 格差点数

当該著作物が使用された施設の月額使用料を点数とする。

(6) 前号の一括計算は、次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(7) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

ロ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 演奏会型ライブハウス使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 演奏会型ライブハウス使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

(カラオケ使用料)

第23条 演奏使用料のうち、カラオケ伴奏の用に供するためにカラオケ機器を用いて行われる著作物の演奏、上映又は伝達及びカラオケ伴奏による歌唱に係る使用料（以下「カラオケ使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 カラオケ使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料

(2) 分配対象使用料は、次の業種別分配基金に区分する。

イ カラオケ社交場分配基金 社交場及びカラオケ教室（カラオケ機器を用いて歌唱指導が行われる歌謡教室をいう。以下同じ。）から徴収した分配対象使用料

ロ カラオケ歌唱室分配基金 カラオケ施設から徴収した分配対象使用料

(3) 分配対象著作物は、通信カラオケ事業者から1四半期ごとに、業務用通信カラオケとしてカラオケ社交場とカラオケ歌唱室において使用された利用回数報告を受けた著作物とする。

(4) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行う。

イ 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 格差点数

1アクセスコードに一つの著作物が使用される場合は1点、1アクセスコードに複数の著作物が使用される場合は、それぞれの著作物について0.5点。

(5) 前号の一括計算は、分配基金ごとに次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

3 カラオケ使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 カラオケ使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

(フィットネスクラブ使用料)

第24条 演奏使用料のうち、フィットネスクラブにおける演奏等に係る使用料（以下「フィットネスクラブ使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に

定める分配率に従って、分配する。

2 フィットネスクラブ使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
3月	10月から9月までの期間に徴収した使用料

(2) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収期間に使用された著作物とする。

(3) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、フィットネスクラブの分配対象使用料を、第16条に定める演奏会等使用料の分配対象使用料に合算して同条の規定により行う。

3 フィットネスクラブ使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 フィットネスクラブ使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

(カルチャーセンター使用料)

第25条 演奏使用料のうち、カルチャーセンターにおける演奏等に係る使用料（以下「カルチャーセンター使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 カルチャーセンター使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。分配対象使用料は、第16条に定める演奏会等使用料に振り充てて分配することとし、分配基金及び分配補償資金に区分する。

分配期	分配対象使用料
9月	前年度に徴収した使用料

(2) 分配基金及び分配補償資金の配分比率は、下表のとおりとする。

配分比率	
分配基金	分配補償資金
分配対象使用料から分配補償資金を控除した額	分配対象使用料の0.3%

(3) 分配対象著作物は、分配対象使用料の対象期間に使用された著作物とする。

(4) 前号の分配対象著作物は、分配対象使用料の対象期間に許諾済みの施設において開講された講座を下表の講座のジャンル等の区分に対応する分配対象著作物をもって充てることができる。

講座のジャンル等	講座区分	分配対象著作物
楽器演奏実技、演劇鑑賞、映画鑑賞、音楽鑑賞などこれに類するもの、及びその他の講座全般	演奏会等	演奏会等使用料の分配対象著作物
エアロビクス、フィットネス、健康体操などこれに類するもの	フィットネスクラブ	フィットネスクラブ使用料の分配対象著作物
社交ダンス、ヒップホップダンス、ジャズダンス、バレエ、フラダンスなどこれに類するもの	ダンス教授所	社交場使用料のうちダンス教授所の分配対象著作物
歌唱実技、カラオケ指導などこれに類するもの	カラオケ	カラオケ使用料の分配対象著作物

(5) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行う。

イ 基礎点数

1曲の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

□ 格差点数

1 曲の使用について

$$\text{当該施設の年額使用料} \times \frac{\text{当該施設において当該著作物が利用された講座数}}{\text{当該施設において管理著作物が利用された延べ講座数}}$$

ただし、前号の定めによる分配対象著作物については、次に掲げる算式より算出した点数をその著作物の格差点数とする。なお、算式中の講座数及び分配実績額は分配対象使用料の対象期間における値とする。

$$\begin{aligned} & \text{分配対象使用料} \times \frac{\text{当該講座区分の許諾対象の講座数}}{\text{許諾対象の講座総数}} \\ & \times \frac{\text{当該著作物の当該講座区分における分配実績額}}{\text{当該講座区分における分配実績額合計}} \end{aligned}$$

(6) 前号の一括計算は、次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(7) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

□ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 カルチャーセンター使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 カルチャーセンター使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

(音楽教室使用料)

第26条 演奏使用料のうち、音楽教室(カラオケ教室を除く。)における演奏等に係る使用料(以下「音楽教室使用料」という。)は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 音楽教室使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。分配対象使用料は、第16条に定める演奏会等使用料に振り充てて分配することとし、分配基金及び分配補償資金に区分する。

分配期	分配対象使用料
3月	前年度に徴収した使用料

(2) 分配基金及び分配補償資金の配分比率は、下表のとおりとする。

配分比率	
分配基金	分配補償資金
分配対象使用料から分配補償資金を控除した額	分配対象使用料の0.3%

(3) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。

(4) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行う。

イ 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

□ 格差点数

1 曲 1 回の使用について

$$\text{当該施設の年額使用料} \times \frac{\text{当該施設において当該著作物が利用された講座数}}{\text{当該施設において管理著作物が利用された延べ講座数}}$$

(5) 前号の一括計算は、次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(6) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

□ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 音楽教室使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 音楽教室使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

第2節 BGM使用料

(BGM使用料)

第27条 BGM(背景音楽をいう。以下同じ。)としての演奏又は伝達について徴収した使用料(以下「BGM使用料」という。)は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 BGM使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
3月	前年度に徴収した使用料

(2) 前号の分配対象使用料は、次に掲げる分配基金に、それぞれに定める徴収方法に応じて、区分する。

イ BGM有線ラジオ分配基金

有線ラジオ放送事業者から包括許諾契約により徴収したBGM使用料

ロ BGM録音テープ分配基金

BGM用貸出録音テープの制作・貸出を行う事業者から包括許諾契約により徴収したBGM使用料

(3) 前号イ及びロに定める徴収方法以外の方法により徴収したBGM使用料は、各基金の額に応じて按分し、それぞれの基金に合算する。

(4) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収期間に使用された著作物とし、次に掲げる基金ごとに、それぞれに定める著作物をもって確定するものとする。

イ BGM有線ラジオ分配基金

第39条に定める有線ラジオ放送使用料の分配対象著作物

ロ BGM録音テープ分配基金

第45条第2項第1号に定める第3類のBGM用貸出録音テープに係る使用料の分配対象著作物

(5) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、分配基金ごとに、各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、BGM有線ラジオ分配基金についてはそれぞれの点数を乗じて得た積を、BGM録音テープ分配基金については基礎点数の値を、

その著作物の分配点数として、一括計算を行う。

イ BGM有線ラジオ分配基金

(イ) 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

(ロ) 格差点数

著作物の使用時間5分未満を1点とし、5分以上の場合は、5分までを超えるごとに1点を加算した点数

ロ BGM録音テープ分配基金

(イ) 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

(6) 前号の一括計算は、分配基金ごとに次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

3 BGM使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 BGM使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

第3節 遊技機使用料

(遊技機使用料)

第28条 遊技場における遊技機を用いた上映、演奏について徴収した曲別使用料（以下「遊技機使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 遊技機使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料

(2) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。

(3) 各分配対象著作物に対する分配額は、徴収した使用料額とする。

3 遊技機使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、徴収した使用料の請求時とする。

4 遊技機使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

第4節 放送等使用料

(使用形態の定義)

第29条 本節及び次節において、次の各号に掲げる使用形態の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) メイン

演奏又は歌唱される楽曲そのものが視聴されることを主たる目的で使用される音楽をいう。

(2) テーマ音楽

次に掲げる開始テーマ及び終了テーマをいう。

イ 開始テーマ

番組を識別するため、番組固有の音楽として、一般的に番組のタイトル等を背景として、番組開始冒頭から使用され、一連の流れで番組本体に係るものを含めて終了する音楽をいう。

ロ 終了テーマ

番組の終了と同時に終了する番組固有の音楽（その音楽の開始は番組本体の背景として一連の流れで使用されるものを含む。）をいう。

(3) 背景音楽

番組本体の冒頭から終了までの間に、背景として番組の効果のために使用される音楽（前号のテーマ音楽に該当するものを除く。）をいう。

(4) その他の使用形態

次に掲げる使用形態の音楽をいう。

イ テストパターン

ロ 放送開始又は終了案内

ハ 自社事業案内

ニ フィラー

ホ ジングル

ヘ ブリッジ

ト 交通情報

チ 局制作CM

リ その他これらに準ずるもの

(NHK使用料)

第30条 放送について徴収した使用料及び放送のための複製その他放送に伴う公の伝達以外の利用について徴収した使用料（以下「放送等使用料」という。）のうち、日本放送協会（以下「NHK」という。）から徴収した包括使用料（以下「NHK使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 NHK使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配対象使用料は、NHK使用料とし、放送に対する分配のための基金（以下「放送分配基金」という。）及び放送用録音に対する分配のための基金（以下「放送用録音分配基金」という。）並びに分配補償資金に区分する。

(2) 前号の分配対象使用料は、年間使用料徴収額を、年間の各分配期に等分して、分配する。

(3) 分配基金及び分配補償資金の配分比率は、下表のとおりとする。

配 分 比 率		
放送分配基金	放送用録音分配基金	分配補償資金
分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の90%	分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の10%	分配対象使用料の0.5%

(4) 放送分配基金は、通常の放送に対する分配のための基金（以下「通常放送分配基金」という。）と映画及び外国制作のテレビジョン映画の放送（以下「映画の放送」という。）に対する分配のための基金（以下「映画放送分配基金」という。）に区分することができる。「通常放送分配基金」と「映画放送分配基金」は、分配対象著作物の対象期間の前年度における「通常の放送番組」と「映画の放送番組」の放送時間の比率により区分する。

(5) 分配期及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象著作物
12月	4月から6月までの期間に使用されたもの
3月	7月から9月までの期間に使用されたもの
6月	10月から12月までの期間に使用されたもの
9月	1月から3月までの期間に使用されたもの

(6) 前号にかかわらず、レコード放送（商業用レコードによる放送をいう。以下同じ。）により使用された著作物（FM局における純音楽のみにより構成される番組において使用されたものを除く。）については、当分の間、各四半期における受託者が指定した週に使用されたものに基づき分配対象著作物を確定することができる。受託者が指定する週数は、下表の放送の種別ごとに定める週数を下限とする。なお、FM局における純音楽のみにより構成される番組については、使用された全ての管理著作物を分配対象とする。

放送の種別		抽出週数
ラジオ	FM	3週
	AM	2週
テレビ		2週

(7) 第5号にかかわらず、放送用録音分配基金の分配対象著作物については、テレビ放送において映画の放送に使用された著作物を除外する。

(8) 第5号にかかわらず、著作物が次に掲げる放送で使用された場合は、分配対象著作物から除外する。

イ 番組の予告又は案内

ロ 劇場用映画の紹介又はCM

ハ レコードの新譜紹介又はCM

ニ スポーツ中継などの番組であって、放送局又は催物の主催者の意思によらずに使用される著作物の放送

ホ その他これらに準ずるもの

(9) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、分配基金ごとに次に掲げる算式による。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(10) 前号の分配点数は、各分配対象著作物について、次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積とする。

イ 基礎点数

著作物が次の放送で使用された場合、それぞれ次のとおりとする。

(イ) 通常の放送

1 曲 1 回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

(ロ) 映画の放送

1 映画における 1 曲について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 評価点数

著作物が次の放送で使用された場合、それぞれ次のとおりとする。

(イ) 通常の放送

(i) 使用時間に基づく評価点数

使用時間に基づく評価点数は、1 曲 1 回の使用時間 1 秒につき 1 点とする。ただし、テーマ音楽及び背景音楽は、同一番組（連続番組又はシリーズ番組の場合は、放送 1 回分をいう。）における使用回数にかかわらず 1 回とみなし、使用時間に基づく評価点数は、延べ使用時間によるものとする。使用された著作物の使用時間が不明のときは、使用形態にかかわらず、使用時間を 1 秒として取り扱うことができる。

(ii) 使用形態に基づく評価点数

使用形態がメインの場合の評価点数は、1 点とする。テーマ音楽又は背景音楽として使用される場合の評価点数は、いずれも 1 / 3 点とする。その他の使用形態の場合の評価点数は、1 / 1 2 点とする。

(iii) その他の評価点数

第6号の定めに基づき確定した分配対象著作物については、四半期の週数を分配資料の収集対象となった週数で除した商を評価点数とする。この場合において、四半期の週数は、13とする。

(ロ) 映画の放送

映画の放送により使用された著作物に対する評価点数の付与は、当該映画に係るキューシートに基づき、著作物の使用時間1秒につき1点とする。映画に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその評価点数とすることができる。

(i) 当該映画のために著作された著作物

その映画の上映時間（不明の場合は放送時間）の30/100に相当する時間を基準にして算出した点数

(ii) (i) 以外の著作物

10点

ハ 放送局格差点数

放送局格差点数は、放送受信契約数等に基づく区分ごとに定めるものとし、区分及び算出方法は以下のとおりとする。

(イ) 衛星放送、国際放送を除き、公表された放送受信契約数に基づき、下表の区分を定める。

放送受信契約数	区 分
2,000 万件以上	I
1,000 万件以上～2,000 万件未満	II
300 万件以上～1,000 万件未満	III
100 万件以上～ 300 万件未満	IV
100 万件未満	V

(ロ) 放送受信契約数により、全国中継放送、各ブロック中継放送、各県域放送を、

(イ) の区分に充当する。ただし、別に定めるNHK放送局格差点数表の放送の種別と異なる地域を対象とする放送については、当該地域の受信契約数合計により、(イ) の区分に充当することができる。

(ハ) (ロ) で充当した各区分の放送の種別ごとの受信契約数を平均した値を各区

分の受信契約数とし、区分Vの受信契約数を基準として算出した各区分の比率に基づき、放送局格差点数を決定する。

(二) 衛星放送に係る格差点数については、(イ) から (ハ) までに準じて決定する。

(ホ) 国際放送に係る格差点数については、(イ) から (二) までに準じて決定する。

(へ) 各区分の放送局格差点数は、別に定めるNHK放送局格差点数表のとおりとする。毎年、3月末現在の放送受信契約数の公表を受けて、区分及び格差点数を見直すものとする。

(ト) (へ) の定めにより格差点数を変更する場合、変更後の格差点数は、第3四半期(10月～12月)に使用された著作物から適用する。

(チ) (ハ) 及び (ホ) により決定する格差点数のラジオ放送とテレビ放送の配分比率は、1対3とする。

(11) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

ロ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該放送に係る資料を添えて分配請求があり、当該放送の事実が確認されたものに対して行う。第6号に定める各四半期において受託者が指定した週以外の週のみにおいて放送されたものも同様とする。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 NHK使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象著作物の対象期間の最終日とする。

4 NHK使用料の関係権利者に対する分配率は、放送分配基金については第11条及び第12条の定め、放送用録音分配基金については第13条及び第14条の定めによる。

(民放地上波ラジオ放送使用料)

第31条 放送等使用料のうち、一般放送事業者（以下「民放」という。）からラジオ放送（地上波）について徴収した包括使用料（以下「民放地上波ラジオ放送使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 民放地上波ラジオ放送使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配対象使用料は、民放地上波ラジオ放送使用料とし、放送分配基金及び放送用録音分配基金並びに分配補償資金に区分する。

(2) 前号の分配対象使用料は、年間使用料徴収額を、年間の各分配期に等分して、分配する。

(3) 分配基金及び分配補償資金の配分比率は、下表のとおりとする。

配 分 比 率		
放送分配基金	放送用録音分配基金	分配補償資金
分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の95%	分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の5%	分配対象使用料の0.5%

(4) 放送分配基金及び放送用録音分配基金は、それぞれAM局とFM局の基金に区分し、分配計算を行う。

(5) 分配期及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

分 配 期	分 配 対 象 著 作 物
12月	4月から6月までの期間に使用されたもの
3月	7月から9月までの期間に使用されたもの
6月	10月から12月までの期間に使用されたもの
9月	1月から3月までの期間に使用されたもの

(6) 前号にかかわらず、レコード放送により使用された著作物（FM局における純音楽のみにより構成される番組において使用されたものを除く。）については、当分の間、各四半期における受託者が指定した週に使用されたものに基づき分配対象著作物を確定することができる。受託者が指定する週数は、下表の放送の種別ごとに定める週数を下限とする。なお、FM局における純音楽のみにより構成される番組については、使用された全ての管理著作物を分配対象とする。

放送の種別		抽出週数
FM	東京、横浜、名古屋及び大阪のFM局	3週
	その他のFM局	1週
AM他		1週

(7) 第5号にかかわらず、著作物が次に掲げる放送で使用された場合は、分配対象著作物から除外する。

イ 番組の予告又は案内

ロ 劇場用映画の紹介又はCM

ハ レコードの新譜紹介又はCM

ニ スポーツ中継などの番組であって、放送局又は催物の主催者の意思によらずに使用される著作物の放送

ホ その他これらに準ずるもの

(8) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、分配基金ごとに次に掲げる算式による。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(9) 前号の分配点数は、各分配対象著作物について、次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積とする。

イ 基礎点数

次のとおりとする。

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 評価点数

次のとおりとする。

(イ) 使用時間に基づく評価点数

使用時間に基づく評価点数は、下表のとおりとする。ただし、テーマ音楽及び背景音楽は、同一番組（連続番組又はシリーズ番組の場合は、放送1回分をいう。）における使用回数にかかわらず1回とみなし、使用時間に

基づく評価点数は、延べ使用時間によるものとする。使用された著作物の使用時間が不明のときは、使用形態にかかわらず、使用時間を1分までとして取り扱うことができる。

使用形態	点 数
(1) メイン	1曲1回の使用時間が10分までの場合 1分までを1点とし、1分を超え1分までを増すごとに1点を加算する。
	1曲1回の使用時間が10分を超える場合 11分までを22点とし、11分を超え1分までを増すごとに2点を加算し、さらに10分を超えて10分を増すごとに10点を加算する。
(2) メイン以外(テーマ音楽・背景音楽等)	1分までを1点とし、1分を超え1分までを増すごとに1点を加算する。

(ロ) 使用形態に基づく評価点数

使用形態がメインの場合の評価点数は、1点とする。テーマ音楽又は背景音楽として使用される場合の評価点数は、いずれも1/3点とする。ただし、背景音楽として使用される場合の評価点数は、同一番組における延べ使用時間が20秒を超え40秒までのときは2/9点、20秒まで又は使用時間が不明のときは1/9点とする。その他の使用形態の場合の評価点数は、1/12点とする。

(ハ) その他の評価点数

第6号の定めに基づき確定した分配対象著作物については、四半期の週数を分配資料の収集対象となった週数で除した商を評価点数とする。この場合において、四半期の週数は、13とする。

ハ 放送局格差点数

放送局格差点数は各民放の年間放送等使用料額(1万円未満切り捨て)の値とする。格差点数は、毎年度、各民放の年間放送等使用料額により見直しをすることとし、変更後の格差点数は、第3四半期(10月～12月)に使用された著作物から適用する。

(10) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対す

る分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

ロ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該放送に係る資料を添えて分配請求があり、当該放送の事実が確認されたものに対して行う。第6号に定める各四半期において受託者が指定した週以外の週のみにおいて放送されたものも同様とする。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 民放地上波ラジオ放送使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象著作物の対象期間の最終日とする。

4 民放地上波ラジオ放送使用料の関係権利者に対する分配率は、放送分配基金については第11条及び第12条の定め、放送用録音分配基金については第13条及び第14条の定めによる。

(民放地上波テレビ放送使用料)

第32条 放送等使用料のうち、民放からテレビ放送(地上波)について徴収した包括使用料(以下「民放地上波テレビ放送使用料」という。)は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 民放地上波テレビ放送使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配対象使用料は、民放地上波テレビ放送使用料とし、放送分配基金及び放送用録音分配基金並びに分配補償資金に区分する。

(2) 前号の分配対象使用料は、年間使用料徴収額を、年間の各分配期に等分して、分配する。

(3) 分配基金及び分配補償資金の配分比率は、下表のとおりとする。

配 分 比 率		
放送分配基金	放送用録音分配基金	分配補償資金
分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の90%	分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の10%	分配対象使用料の0.5%

(4) 放送分配基金は、通常放送分配基金と映画放送分配基金に区分することができる。「通常放送分配基金」と「映画放送分配基金」は、分配対象著作物の対象期間の前年度における「通常の放送番組」と「映画の放送番組」の放送時間の比率により区分する。

(5) 分配期及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象著作物
12月	4月から6月までの期間に使用されたもの
3月	7月から9月までの期間に使用されたもの
6月	10月から12月までの期間に使用されたもの
9月	1月から3月までの期間に使用されたもの

(6) 前号にかかわらず、レコード放送により使用された著作物については、当分の間、各四半期における受託者が指定した週に使用されたものに基づき分配対象著作物を確定することができる。受託者が指定する週数は1週を下限とする。

(7) 第5号にかかわらず、放送用録音分配基金の分配対象著作物については、テレビ放送において映画の放送に使用された著作物を除外する。

(8) 第5号にかかわらず、著作物が次に掲げる放送で使用された場合は、分配対象著作物から除外する。

イ 番組の予告又は案内

ロ 劇場用映画の紹介又はCM

ハ レコードの新譜紹介又はCM

ニ スポーツ中継などの番組であって、放送局又は催物の主催者の意思によらずに使用される著作物の放送

ホ その他これらに準ずるもの

(9) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、分配基金ごとに次に掲げる算式による。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(10) 前号の分配点数は、各分配対象著作物について、次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積とする。

イ 基礎点数

著作物が次の放送で使用された場合、それぞれ次のとおりとする。

(イ) 通常の放送

1 曲 1 回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

(ロ) 映画の放送

1 映画における 1 曲について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 評価点数

著作物が次の放送で使用された場合、それぞれ次のとおりとする。

(イ) 通常の放送

(i) 使用時間に基づく評価点数

使用時間に基づく評価点数は、1 曲 1 回の使用時間 1 秒につき 1 点とする。ただし、テーマ音楽及び背景音楽は、同一番組（連続番組又はシリーズ番組の場合は、放送 1 回分をいう。）における使用回数にかかわらず 1 回とみなし、使用時間に基づく評価点数は、延べ使用時間によるものとする。使用された著作物の使用時間が不明のときは、使用形態にかかわらず、使用時間を 1 秒として取り扱うことができる。

(ii) 使用形態に基づく評価点数

使用形態がメインの場合の評価点数は、1 点とする。テーマ音楽又は背景音楽として使用される場合の評価点数は、いずれも 1 / 3 点とする。その他の使用形態の場合の評価点数は、1 / 1 2 点とする。

(iii) その他の評価点数

第 6 号の定めに基づき確定した分配対象著作物については、四半期の週数を分配資料の収集対象となった週数で除した商を評価点数とする。この場合において、四半期の週数は、1 3 とする。

(ロ) 映画の放送

映画の放送により使用された著作物に対する評価点数の付与は、当該映画

に係るキューシートに基づき、著作物の使用時間1秒につき1点とする。映画に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその評価点数とすることができる。

(i) 当該映画のために著作された著作物

その映画の上映時間（不明の場合は放送時間）の30/100に相当する時間を基準にして算出した点数

(ii) (i) 以外の著作物

10点

ハ 放送局格差点数

放送局格差点数は各民放の年間放送等使用料額（1万円未満切り捨て）の値とする。格差点数は、毎年度、各民放の年間放送等使用料額により見直しをすることとし、変更後の格差点数は、第3四半期（10月～12月）に使用された著作物から適用する。

(11) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

ロ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該放送に係る資料を添えて分配請求があり、当該放送の事実が確認されたものに対して行う。第6号に定める各四半期において受託者が指定した週以外の週のみにおいて放送されたものも同様とする。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 民放地上波テレビ放送使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象著作物の対象期間の最終日とする。

4 民放地上波テレビ放送使用料の関係権利者に対する分配率は、放送分配基金については第11条及び第12条の定め、放送用録音分配基金については第13条及び第14条の定めによる。

(民放衛星波ラジオ放送使用料)

第33条 放送等使用料のうち、民放からラジオ放送（衛星波）について徴収した包

括使用料（以下「民放衛星波ラジオ放送使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 民放衛星波ラジオ放送使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配対象使用料は、民放衛星波ラジオ放送使用料とし、放送分配基金及び放送用録音分配基金並びに分配補償資金に区分する。

(2) 分配基金及び分配補償資金の配分比率は、下表のとおりとする。

配 分 比 率		
放送分配基金	放送用録音分配基金	分配補償資金
分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の95%	分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の5%	分配対象使用料の0.5%

(3) 分配期及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

分 配 期	分 配 対 象 著 作 物
3月	前年度に使用されたもの

(4) 前号にかかわらず、レコード放送により使用された著作物については、当分の間、各四半期における受託者が指定した週に使用されたものに基づき分配対象著作物を確定することができる。受託者が指定する週数は1週を下限とする。

(5) 第3号にかかわらず、著作物が次に掲げる放送で使用された場合は、分配対象著作物から除外する。

イ 番組の予告又は案内

ロ 劇場用映画の紹介又はCM

ハ レコードの新譜紹介又はCM

ニ スポーツ中継などの番組であって、放送局又は催物の主催者の意思によらずに使用される著作物の放送

ホ その他これらに準ずるもの

(6) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、分配基金ごとに次に掲げる算式による。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(7) 前号の分配点数は、各分配対象著作物について、次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積とする。

イ 基礎点数

次のとおりとする。

1 曲 1 回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 評価点数

次のとおりとする。

(イ) 使用時間に基づく評価点数

使用時間に基づく評価点数は、下表のとおりとする。ただし、テーマ音楽及び背景音楽は、同一番組（連続番組又はシリーズ番組の場合は、放送 1 回分をいう。）における使用回数にかかわらず 1 回とみなし、使用時間に基づく評価点数は、延べ使用時間によるものとする。使用された著作物の使用時間が不明のときは、使用形態にかかわらず、使用時間を 1 分までとして取り扱うことができる。

使用形態	点 数
(1) メイン	1 曲 1 回の使用時間が 10 分までの場合 1 分までを 1 点とし、1 分を超え 1 分までを増すごとに 1 点を加算する。
	1 曲 1 回の使用時間が 10 分を超える場合 11 分までを 22 点とし、11 分を超え 1 分までを増すごとに 2 点を加算し、さらに 10 分を超えて 10 分を増すごとに 10 点を加算する。
(2) メイン以外 (テーマ音楽・背景音楽等)	1 分までを 1 点とし、1 分を超え 1 分までを増すごとに 1 点を加算する。

(ロ) 使用形態に基づく評価点数

使用形態がメインの場合の評価点数は、1 点とする。テーマ音楽又は

背景音楽として使用される場合の評価点数は、いずれも1／3点とする。
ただし、背景音楽として使用される場合の評価点数は、同一番組における延べ使用時間が20秒を超え40秒までのときは2／9点、20秒まで又は使用時間が不明のときは1／9点とする。その他の使用形態の場合の評価点数は、1／12点とする。

(ハ) その他の評価点数

第4号の定めに基づき確定した分配対象著作物については、四半期の週数を分配資料の収集対象となった週数で除した商を評価点数とする。この場合において、四半期の週数は、13とする。

ハ 放送局格差点数

放送局格点数は各民放の年間放送等使用料額（1万円未満切り捨て）の値とする。格差点数は、毎年度、各民放の年間放送等使用料額により見直しをすることとする。

(8) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

ロ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該放送に係る資料を添えて分配請求があり、当該放送の事実が確認されたものに対して行う。第4号に定める各四半期において受託者が指定した週以外の週のみにおいて放送されたものも同様とする。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 民放衛星波ラジオ放送使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象著作物の対象期間の最終日とする。

4 民放衛星波ラジオ放送使用料の関係権利者に対する分配率は、放送分配基金については第11条及び第12条の定め、放送用録音分配基金については第13条及び第14条の定めによる。

(民放衛星波テレビ放送使用料)

第34条 放送等使用料のうち、民放からテレビ放送（衛星波）について徴収した包

括使用料（以下「民放衛星波テレビ放送使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 民放衛星波テレビ放送使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配対象使用料は、民放衛星波テレビ放送使用料とし、放送分配基金及び放送用録音分配基金並びに分配補償資金に区分する。

(2) 分配基金及び分配補償資金の配分比率は、下表のとおりとする。

配 分 比 率		
放送分配基金	放送用録音分配基金	分配補償資金
分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の95%	分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の5%	分配対象使用料の0.5%

(3) 放送分配基金は、通常放送分配基金と映画放送分配基金に区分することができる。「通常放送分配基金」と「映画放送分配基金」は、「通常の放送番組」チャンネルと「映画の放送番組」チャンネルの各々の分配対象使用料により区分する。

(4) 分配期及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

分 配 期	分 配 対 象 著 作 物
12月	前年度にBS放送で使用されたもの
3月	前年度にCS放送で使用されたもの

(5) 前号にかかわらず、レコード放送により使用された著作物については、当分の間、各四半期における受託者が指定した週に使用されたものに基づき分配対象著作物を確定することができる。受託者が指定する週数は1週を下限とする。

(6) 第4号にかかわらず、放送用録音分配基金の分配対象著作物については、テレビ放送において映画の放送に使用された著作物を除外する。

(7) 第4号にかかわらず、著作物が次に掲げる放送で使用された場合は、分配対象著作物から除外する。

- イ 番組の予告又は案内
- ロ 劇場用映画の紹介又はCM
- ハ レコードの新譜紹介又はCM

ニ スポーツ中継などの番組であって、放送局又は催物の主催者の意思によらずに使用される著作物の放送

ホ その他これらに準ずるもの

(8) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、分配基金ごとに次に掲げる算式による。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(9) 前号の分配点数は、各分配対象著作物について、次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積とする。

イ 基礎点数

著作物が次の放送で使用された場合、それぞれ次のとおりとする。

(イ) 通常の放送

1 曲 1 回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

(ロ) 映画の放送

1 映画における 1 曲について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 評価点数

著作物が次の放送で使用された場合、それぞれ次のとおりとする。

(イ) 通常の放送

(i) 使用時間に基づく評価点数

使用時間に基づく評価点数は、下表のとおりとする。ただし、テーマ音楽及び背景音楽は、同一番組（連続番組又はシリーズ番組の場合は、放送 1 回分をいう。）における使用回数にかかわらず 1 回とみなし、使用時間に基づく評価点数は、延べ使用時間によるものとする。使用された著作物の使用時間が不明のときは、使用形態にかかわらず、使用時間を 1 分までとして取り扱うことができる。

使用形態	点 数
(1) メイン	1 曲 1 回の使用時間が 10 分までの場合 1 分までを 1 点とし、1 分を超え 1 分までを増すごとに 1 点を加算する。
	1 曲 1 回の使用時間が 10 分を超える場合 11 分までを 22 点とし、11 分を超え 1 分までを増すごとに 2 点を加算し、さらに 10 分を超えて 10 分を増すごとに 10 点を加算する。
(2) メイン以外 (テーマ音楽・背景音楽等)	1 分までを 1 点とし、1 分を超え 1 分までを増すごとに 1 点を加算する。

(ii) 使用形態に基づく評価点数

使用形態がメインの場合の評価点数は、1 点とする。テーマ音楽又は背景音楽として使用される場合の評価点数は、いずれも 1 / 3 点とする。ただし、背景音楽として使用される場合の評価点数は、同一番組における延べ使用時間が 20 秒を超え 40 秒までのときは 2 / 9 点、20 秒まで又は使用時間が不明のときは 1 / 9 点とする。その他の使用形態の場合の評価点数は、1 / 12 点とする。

(iii) その他の評価点数

第 5 号の定めに基づき確定した分配対象著作物については、四半期の週数を分配資料の収集対象となった週数で除した商を評価点数とする。この場合において、四半期の週数は、13 とする。

(ロ) 映画の放送

映画の放送により使用された著作物に対する評価点数の付与は、当該映画に係るキューシートに基づき、著作物の使用時間 1 秒につき 1 点とする。映画に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその評価点数とすることができる。

(i) 当該映画のために著作された著作物

その映画の上映時間（不明の場合は放送時間）の 30 / 100 に相当する時間を基準にして算出した点数

(ii) (i) 以外の著作物

10 点

ハ 放送局格差点数

放送局格差点数は各民放の年間放送等使用料額（1万円未満切り捨て）の値とする。格差点数は、毎年度、各民放の年間放送等使用料額により見直しをすることとする。

(10) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

ロ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該放送に係る資料を添えて分配請求があり、当該放送の事実が確認されたものに対して行う。第5号に定める各四半期において受託者が指定した週以外の週のみにおいて放送されたものも同様とする。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 民放衛星波テレビ放送使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象著作物の対象期間の最終日とする。

4 民放衛星波テレビ放送使用料の関係権利者に対する分配率は、放送分配基金については第11条及び第12条の定め、放送用録音分配基金については第13条及び第14条の定めによる。

(放送大学学園使用料)

第35条 放送等使用料のうち、放送大学学園から徴収した包括使用料（以下「放送大学学園使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 放送大学学園使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配対象使用料は、放送大学学園使用料とし、放送分配基金及び放送用録音分配基金並びに分配補償資金に区分する。

(2) 分配基金及び分配補償資金の配分比率は、下表のとおりとする。

配 分 比 率		
放送分配基金	放送用録音分配基金	分配補償資金
分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の95%	分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の5%	分配対象使用料の0.5%

(3) 分配期及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象著作物
12月	前年度に使用されたもの

(4) 前号にかかわらず、著作物が次に掲げる放送で使用された場合は、分配対象著作物から除外する。

- イ 番組の予告又は案内
- ロ 劇場用映画の紹介又はCM
- ハ レコードの新譜紹介又はCM
- ニ スポーツ中継などの番組であって、放送局又は催物の主催者の意思によらずに使用される著作物の放送
- ホ その他これらに準ずるもの

(5) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、分配基金ごとに次に掲げる算式による。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(6) 前号の分配点数は、各分配対象著作物について、次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積とする。

- イ 基礎点数
次のとおりとする。

1 曲 1 回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

- ロ 評価点数
次のとおりとする。

(イ) 使用時間に基づく評価点数

使用時間に基づく評価点数は、下表のとおりとする。ただし、テーマ音楽及び背景音楽は、同一番組（連続番組又はシリーズ番組の場合は、放送1回分をいう。）における使用回数にかかわらず1回とみなし、使用時間に基づく評価点数は、延べ使用時間によるものとする。使用された著作物の使用時間が不明のときは、使用形態にかかわらず、使用時間を1分までとして取り扱うことができる。

使用形態	点数
(1) メイン	1曲1回の使用時間が10分までの場合 1分までを1点とし、1分を超え1分までを増すごとに1点を加算する。
	1曲1回の使用時間が10分を超える場合 11分までを22点とし、11分を超え1分までを増すごとに2点を加算し、さらに10分を超えて10分を増すごとに10点を加算する。
(2) メイン以外(テーマ音楽・背景音楽等)	1分までを1点とし、1分を超え1分までを増すごとに1点を加算する。

(ロ) 使用形態に基づく評価点数

使用形態がメインの場合の評価点数は、1点とする。テーマ音楽又は背景音楽として使用される場合の評価点数は、いずれも1/3点とする。ただし、背景音楽として使用される場合の評価点数は、同一番組における延べ使用時間が20秒を超え40秒までのときは2/9点、20秒まで又は使用時間が不明のときは1/9点とする。その他の使用形態の場合の評価点数は、1/12点とする。

ハ 放送局格差点数

放送局格差点数は、メディア区分によるものとし、下表のとおりとする。

メディア区分	点数
ラジオ放送	1点
テレビ放送	2点

(7) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対す

る分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

□ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該放送に係る資料を添えて分配請求があり、当該放送の事実が確認されたものに対して行う。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 放送大学学園使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象著作物の対象期間の最終日とする。

4 放送大学学園使用料の関係権利者に対する分配率は、放送分配基金については第11条及び第12条の定め、放送用録音分配基金については第13条及び第14条の定めによる。

(コミュニティ放送使用料)

第36条 放送等使用料のうち、民放が行うコミュニティ放送について徴収した包括使用料（以下「コミュニティ放送使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 コミュニティ放送使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配対象使用料は、コミュニティ放送使用料とし、第31条に定める民放地上波ラジオ放送使用料の「放送分配基金」及び「放送用録音分配基金」に振り充てて分配する。

(2) 分配期及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象著作物
3月	前年度に使用されたもの

(3) 前号にかかわらず、レコード放送により使用された著作物（FM局における純音楽のみにより構成される番組において使用されたものを除く。）については、当分の間、各四半期における受託者が指定した週に使用されたものに基づき分配対象著作物を確定することができる。受託者が指定する週数は、1週を下限とする。なお、FM局における純音楽のみにより構成される番組については、使用さ

れた全ての管理著作物を分配対象とする。

(4) 第2号にかかわらず、著作物が次に掲げる放送で使用された場合は、分配対象著作物から除外する。

イ 番組の予告又は案内

ロ 劇場用映画の紹介又はCM

ハ レコードの新譜紹介又はCM

ニ スポーツ中継などの番組であって、放送局又は催物の主催者の意思によらずに使用される著作物の放送

ホ その他これらに準ずるもの

(5) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、分配基金ごとに次に掲げる算式による。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(6) 前号の分配点数は、各分配対象著作物について、次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積とする。

イ 基礎点数

次のとおりとする。

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 評価点数

次のとおりとする。

(イ) 使用時間に基づく評価点数

使用時間に基づく評価点数は、下表のとおりとする。ただし、テーマ音楽及び背景音楽は、同一番組（連続番組又はシリーズ番組の場合は、放送1回分をいう。）における使用回数にかかわらず1回とみなし、使用時間に基づく評価点数は、延べ使用時間によるものとする。使用された著作物の使用時間が不明のときは、使用形態にかかわらず、使用時間を1分までとして取り扱うことができる。

使用形態	点 数
(1) メイン	1 曲 1 回の使用時間が 10 分までの場合 1 分までを 1 点とし、1 分を超え 1 分までを増すごとに 1 点を加算する。
	1 曲 1 回の使用時間が 10 分を超える場合 11 分までを 22 点とし、11 分を超え 1 分までを増すごとに 2 点を加算し、さらに 10 分を超えて 10 分を増すごとに 10 点を加算する。
(2) メイン以外 (テーマ音楽・背景音楽等)	1 分までを 1 点とし、1 分を超え 1 分までを増すごとに 1 点を加算する。

(ロ) 使用形態に基づく評価点数

使用形態がメインの場合の評価点数は、1 点とする。テーマ音楽又は背景音楽として使用される場合の評価点数は、いずれも 1 / 3 点とする。ただし、背景音楽として使用される場合の評価点数は、同一番組における延べ使用時間が 20 秒を超え 40 秒までのときは 2 / 9 点、20 秒まで又は使用時間が不明のときは 1 / 9 点とする。その他の使用形態の場合の評価点数は、1 / 12 点とする。

(ハ) その他の評価点数

第 3 号の定めに基づき確定した分配対象著作物については、四半期の週数を分配資料の収集対象となった週数で除した商を評価点数とする。この場合において、四半期の週数は、13 とする。

ハ 放送局格差点数

放送局格差点数は各民放の年間放送等使用料額（1 万円未満切り捨て）の値とする。格差点数は、毎年度、各民放の年間放送等使用料額により見直しをすることとする。

3 コミュニティ放送使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象著作物の対象期間の最終日とする。

4 コミュニティ放送使用料の関係権利者に対する分配率は、放送分配基金については第 11 条及び第 12 条の定め、放送用録音分配基金については第 13 条及び第 14 条の定めによる。

(その他の包括使用料)

第37条 放送等使用料のうち、第30条から第36条までに定める使用料以外の包括使用料（以下「その他の包括使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 その他の包括使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、分配期及び分配対象著作物について、徴収した使用料額と使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、別に定めた上、第30条第2項第9号に掲げる算式を準用して行う。この場合において、同算式中の分配点数は、同条同項第10号、第31条第2項第9号、第32条第2項第10号、第33条第2項第7号、第34条第2項第9号、第35条第2項第6号又は第36条第2項第6号のいずれかの規定のうち、使用料の対象となる利用の態様等に鑑み、相当と認められるものを準用する。

3 その他の包括使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象著作物の対象期間の最終日とする。

4 その他の包括使用料の関係権利者に対する分配率は、放送に対する分配については第11条及び第12条の定め、放送用録音分に対する分配については第13条及び第14条の定めによる。

(曲別使用料)

第38条 放送等使用料のうち、曲別使用料は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 曲別使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
9月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
12月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
3月	7月から9月までの期間に徴収した使用料

(2) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。

(3) 各分配対象著作物に対する分配額は、徴収した使用料額とする。

- 3 曲別使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。
- 4 曲別使用料の関係権利者に対する分配率は、放送使用料として徴収した使用料の分配については第11条及び第12条の定めに、放送用録音使用料として徴収した使用料の分配については第13条及び第14条の定めによる。

第5節 有線放送等使用料

(有線ラジオ放送使用料)

第39条 有線放送について徴収した使用料及び有線放送のための複製その他有線放送に伴う公の伝達以外の利用について徴収した使用料(以下「有線放送等使用料」という。)のうち、民放から有線ラジオ放送等(以下「有線ラジオ放送」という。)について徴収した使用料(以下「有線ラジオ放送使用料」という。)は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 有線ラジオ放送使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配対象使用料は、有線ラジオ放送使用料とし、前年度に徴収した年間使用料を、次号に定める年間の各分配期に等分して、分配する。

(2) 分配期及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象著作物
9月	前年度の4月から9月までの期間に使用されたもの
3月	前年度の10月から3月までの期間に使用されたもの

(3) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、次に掲げる算式による。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(4) 前号の分配点数は、各分配対象著作物について、次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積とする。

イ 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 格差点数

著作物の使用時間5分未満を1点とし、5分以上の場合は、5分までを超えるごとに1点を加算した点数

3 有線ラジオ放送使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配

期の分配対象著作物の対象期間の最終日とする。

- 4 有線ラジオ放送使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

(CS放送の再放送及び自主放送に係る使用料)

第40条 有線放送等使用料のうち、民放から有線テレビジョン放送等（以下「有線テレビ放送」という。）について徴収した使用料であつて、CS放送の再放送及び自主放送に係る使用料（以下「CS放送の再放送及び自主放送に係る使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従つて、分配する。

- 2 CS放送の再放送及び自主放送に係る使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従つて行う。

(1) 分配対象使用料は、CS放送の再放送及び自主放送に係る前年度使用分として徴収した使用料とし、放送分配基金及び放送用録音分配基金に区分する。

(2) 分配基金の配分比率は、下表のとおりとする。

配分比率	
放送分配基金	放送用録音分配基金
分配対象使用料の99%	分配対象使用料の1%

(3) 分配期及び分配対象著作物は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象著作物
3月	前年度に使用されたもの

(4) CS放送の再放送に使用された著作物は、放送用録音分配基金の分配対象著作物から除外する。

(5) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、分配基金ごとに次に掲げる算式による。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(6) 前号の分配点数は、各分配対象著作物について、次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積とする。

イ 基礎点数

著作物が次の放送で使用された場合、それぞれ次のとおりとする。

(イ) 通常の放送

1 曲 1 回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

(ロ) 映画の放送

1 映画における 1 曲について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

□ 評価点数

著作物が次の放送で使用された場合、それぞれ次のとおりとする。

(イ) 通常の放送

(i) 使用時間に基づく評価点数

使用時間に基づく評価点数は、下表のとおりとする。ただし、テーマ音楽及び背景音楽は、同一番組（連続番組又はシリーズ番組の場合は、放送 1 回分をいう。）における使用回数にかかわらず 1 回とみなし、使用時間に基づく評価点数は、延べ使用時間によるものとする。使用された著作物の使用時間が不明のときは、使用形態にかかわらず、使用時間を 1 分までとして取り扱うことができる。

使用形態	点 数
(1) メイン	1 曲 1 回の使用時間が 10 分までの場合 1 分までを 1 点とし、1 分を超え 1 分までを増すごとに 1 点を加算する。
	1 曲 1 回の使用時間が 10 分を超える場合 11 分までを 22 点とし、11 分を超え 1 分までを増すごとに 2 点を加算し、さらに 10 分を超えて 10 分を増すごとに 10 点を加算する。
(2) メイン以外 (テーマ音楽・背景音楽等)	1 分までを 1 点とし、1 分を超え 1 分までを増すごとに 1 点を加算する。

(ii) 使用形態に基づく評価点数

使用形態がメインの場合の評価点数は、1 点とする。テーマ音楽又

は背景音楽として使用される場合の評価点数は、いずれも1/3点とする。ただし、背景音楽として使用される場合の評価点数は、同一番組における延べ使用時間が20秒を超え40秒までのときは2/9点、20秒まで又は使用時間が不明のときは1/9点とする。その他の使用形態の場合の評価点数は、1/12点とする。

(ロ) 映画の放送

映画の放送により使用された著作物に対する評価点数の付与は、当該映画に係るキューシートに基づき、著作物の使用時間1秒につき1点とする。映画に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその評価点数とすることができる。

(i) 当該映画のために著作された著作物

その映画の上映時間（不明の場合は放送時間）の30/100に相当する時間を基準にして算出した点数

(ii) (i) 以外の著作物

10点

ハ 放送局格差点数

放送局格差点数は各民放の年間放送等使用料額（1万円未満切り捨て）の値とする。格差点数は、毎年度、各民放の年間放送等使用料額により見直しをすることとする。

3 CS放送の再放送及び自主放送に係る使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象著作物の対象期間の最終日とする。

4 CS放送の再放送及び自主放送に係る使用料の関係権利者に対する分配率は、放送分配基金については第11条及び第12条の定め、放送用録音分配基金については、第13条及び第14条の定めによる。

(地上波及びBS放送の再放送に係る使用料)

第41条 有線放送等使用料のうち、民放から有線テレビ放送について徴収した使用料であって、地上波及びBS放送の再放送に係る使用料（以下「地上波及びBS放送の再放送に係る使用料」という。）に係る各分配対象著作物の分配額の計算は、分配対象使用料を、地上波及びBS放送の再放送に係る使用料とし、前年度使用分として徴収した使用料を、年間の各分配期に等分した上で、第32条に定める民放地

上波テレビ放送使用料の放送分配基金に合算して、同条の定めにより分配することができる。

(テレフォンサービス使用料)

第42条 テレフォンサービスについて徴収した使用料（以下「テレフォンサービス使用料」という。）に係る各分配対象著作物の分配額の計算は、分配対象使用料を、テレフォンサービス使用料とし、前年度に徴収した年間使用料を、第39条第2項第2号に定める年間の各分配期に等分した上で、同条に定める有線ラジオ放送使用料に合算して、同条の定めにより分配する。

(オフトーク通信使用料)

第43条 オフトーク通信について徴収した使用料（以下「オフトーク通信使用料」という。）に係る各分配対象著作物の分配額の計算は、分配対象使用料を、オフトーク通信使用料とし、前年度に徴収した年間使用料を、第39条第2項第2号に定める年間の各分配期に等分した上で、同条に定める有線ラジオ放送使用料に合算して、同条の定めにより分配する。

第6節 上映使用料

(上映使用料)

第44条 上映について徴収した使用料（第28条に定める遊技機使用料として徴収したものを除く。以下「上映使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 上映使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 上映使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	上映使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	映画の上映に係る曲別使用料	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第2類	映画及びビデオグラム の上映（第3類に係る 使用料を除く。）に係る 包括使用料	9月	10月から3月までの期間に徴収した使用料
		3月	4月から9月までの期間に徴収した使用料
第3類	航空機におけるビデオ グラムの上映に係る包 括使用料	9月	前年度に徴収した使用料

(2) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。

(3) 第1類の曲別使用料の各分配対象著作物に対する分配額は、徴収した使用料額とする。

(4) 第2類及び第3類の包括使用料の各分配対象著作物に対する分配額の計算は、上映された映画又はビデオグラム（以下「映画等」という。）に係るキューシート、当該映画等に係る著作物の収録情報（以下「使用物情報」という。）又は利用曲目報告書に基づき、各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として、一括計算を行う。

イ 基礎点数

1曲の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

□ 格差点数

著作物の使用時間1秒につき1点とする。映画等に使用された著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその著作物の格差点数とすることができる。

(イ) 当該映画等のために著作された著作物

その映画等の上映時間の30/100に相当する時間を基準にして算出した点数

(ロ) (イ) 以外の著作物

10点

(5) 前号の一括計算は、次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

3 上映使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 上映使用料の関係権利者に対する分配率は、第11条及び第12条の定めによる。

第7節 オーディオ録音使用料等

(オーディオ録音使用料等)

第45条 オーディオ録音使用料等（次項第1号に定める各類別に該当する使用料をいう。以下同じ。）として徴収した使用料（以下「オーディオ録音使用料等」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 オーディオ録音使用料等の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) オーディオ録音使用料等の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	オーディオ録音使用料等	分配期	分配対象使用料
第1類	著作物のオーディオ録音使用について受託者と年間の許諾契約を締結している使用者から徴収したオーディオ録音に係る使用料(第3類に該当するものを除く。)	6月	1月から3月までの期間にオーディオ録音使用された著作物に係る使用料
		9月	4月から6月までの期間にオーディオ録音使用された著作物に係る使用料
		12月	7月から9月までの期間にオーディオ録音使用された著作物に係る使用料
		3月	10月から12月までの期間にオーディオ録音使用された著作物に係る使用料
第2類	その他の使用者から徴収したオーディオ録音に係る使用料(第3類に該当するものを除く。)	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第3類	BGM用貸出録音テープに係る使用料	3月	前年度に徴収した使用料
第4類	オルゴールに係る使用料	使用者との契約により、第1類又は第2類に準ずる。	
第5類	その他のオーディオ録音使用料	徴収した使用料額と使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、別に定める。	

(2) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。

(3) 各分配対象著作物に対する分配額は、徴収した使用料額とする。

3 オーディオ録音使用料等の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。ただし、前項第1号に定める第2類に該当する使用料（第4類中分配対象使用料を第2類に準ずるものとしたものを含む。）については、分配対象使用料の請求時とすることができる。

4 オーディオ録音使用料等の関係権利者に対する分配率は、第13条及び第14条の定めによる。

第8節 映画録音使用料

(映画録音使用料)

第46条 映画録音について徴収した使用料（以下「映画録音使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 映画録音使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料

(2) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。

(3) 各分配対象著作物に対する分配額は、徴収した使用料額とする。

3 映画録音使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、分配対象使用料の請求時とする。

4 映画録音使用料の関係権利者に対する分配率は、第13条及び第14条の定めによる。

第9節 ビデオグラム録音使用料

(ビデオグラム録音使用料)

第47条 ビデオグラム録音について徴収した使用料（以下「ビデオグラム録音使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 ビデオグラム録音使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	ビデオグラム録音使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	著作物のビデオグラム録音使用について受託者と年間の許諾契約を締結している使用者から徴収したビデオグラム録音に係る使用料(第3類に該当するものを除く。)	6月	10月から12月までの期間にビデオグラム録音使用された著作物に係る使用料
		9月	1月から3月までの期間にビデオグラム録音使用された著作物に係る使用料
		12月	4月から6月までの期間にビデオグラム録音使用された著作物に係る使用料
		3月	7月から9月までの期間にビデオグラム録音使用された著作物に係る使用料
第2類	その他の使用者から徴収したビデオグラム録音に係る使用料(第3類に該当するものを除く。)	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第3類	在外公館又は海外事業所等の邦人に視聴させる目的で製作されたテレビ放送番組のビデオグラム録音に係る使用料	12月から9月までの各分配期	前年度に徴収した使用料
第4類	その他のビデオグラム録音使用料	徴収した使用料額と使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、別に定める。	

(2) 前号に定める第3類の分配対象使用料は、年間の各分配期に等分した上で、第

30条に定めるNHK使用料の放送用録音分配基金及び第32条に定める民放地上波テレビ放送使用料の放送用録音分配基金の額に応じて按分し、各基金に合算して、第30条及び第32条の定めにより、分配することができる。

(3) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。

(4) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、次に定めるところによる。

イ 曲別使用料の各分配対象著作物に対する分配額は、徴収した使用料額とする。

ロ 包括使用料（曲別使用料以外の使用料をいう。）の各分配対象著作物に対する分配は、当該映画等ごとにそのキューシートに基づき、各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行う。

(イ) 基礎点数

1曲の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

(ロ) 格差点数

著作物の使用時間1秒につき1点とする。使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその著作物の格差点数とすることができる。

(i) 当該映画等のために著作された著作物

その映画等の上映時間の30/100に相当する時間を基準にして算出した点数

(ii) (i) 以外の著作物

10点

(5) 前号の一括計算は、次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

- 3 ビデオグラム録音使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。ただし、前項第1号に定める第2類の分配対象使用料については、分配対象使用料の請求時とすることができる。
- 4 ビデオグラム録音使用料の関係権利者に対する分配率は、第13条及び第14条の定めによる。

第10節 出版使用料等

(出版使用料等)

第48条 出版について徴収した使用料及び教科用図書等に係るものとして受領した補償金（以下「出版使用料等」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 出版使用料等の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	出版使用料等	分配期	分配対象使用料
第1類	出版使用料	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第2類	教科用図書等に係る補償金	9月	前年度使用分として受領した補償金

(2) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収又は受領対象となった著作物とする。

(3) 各分配対象著作物に対する分配額は、徴収した使用料又は受領した補償金の額とする。

3 前項第1号に定める第1類に該当する使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、分配対象使用料の請求時とする。

前項第1号に定める第2類に該当する補償金の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、前年度の4月1日とする。ただし、前年度の4月1日において管理著作物でない著作物が前年度中に管理著作物となった場合は、当該著作物が管理著作物となった日とする。

4 出版使用料等の関係権利者に対する分配率は、第13条及び第14条の定めによる。

第 1 1 節 特定目的複製使用料

(広告目的複製使用料)

第 4 9 条 広告目的で行う複製について徴収した使用料に係る各分配対象著作物の分配額の計算は、複製の形態に応じ、第 4 5 条から第 4 8 条までの規定（第 4 条の分配の対象者の特例の適用がある場合においては、分配率に関する定めを除く。）を準用する。ただし、コマーシャル送信用録音に係る使用料については、複製の形態にかかわらず、第 4 6 条の規定を準用する。

(ゲーム目的複製使用料)

第 5 0 条 ゲームに供する目的で行う複製について徴収した使用料に係る各分配対象著作物の分配額の計算は、複製の形態に応じ、第 4 5 条又は第 4 7 条の規定（第 4 条の分配の対象者の特例の適用がある場合においては、分配率に関する定めを除く。）を準用する。

第12節 貸与使用料

(貸与使用料)

第51条 貸与について徴収した使用料（以下「貸与使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 貸与使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 貸与使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	貸与使用料	分配期	分配対象使用料
第1類	商業用レコードの貸与に係る使用料（以下「貸レコード使用料」という。）	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第2類	映画、ビデオグラムの貸与に係る使用料（以下「貸ビデオ使用料」という。）	6月	7月から12月までの期間に徴収した使用料
		12月	1月から6月までの期間に徴収した使用料

(2) 分配対象著作物は、下表のとおりとする。

類別	貸与使用料	分配期	分配対象著作物
第1類	貸レコード使用料	6月	1月から3月までの期間に使用されたもの
		9月	4月から6月までの期間に使用されたもの
		12月	7月から9月までの期間に使用されたもの
		3月	10月から12月までの期間に使用されたもの
第2類	貸ビデオ使用料	6月	4月から9月までの期間に使用されたもの
		12月	10月から3月までの期間に使用されたもの

(3) 各分配対象著作物に対する分配額の計算は、次に定めるところによる。

イ 貸レコード使用料

各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行う。

(イ) 基礎点数

1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

(□) 格差点数

著作物の使用時間 5 分未満を 1 点とし、5 分以上の場合は、5 分までを超えるごとに 1 点を加算した点数

□ 貸ビデオ使用料

映画等の内容に応じて、当該映画等ごとに、そのキューシート又は使用物情報に基づき、各分配対象著作物に次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数として一括計算を行う。

(イ) 基礎点数

1 曲の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

(□) 格差点数

キューシートに基づき分配するものを著作物の使用時間 1 秒につき 1 点とし、使用物情報に基づき分配するものを著作物の使用時間 1 分につき 1 点とする。著作物の使用時間が不明の場合は、次に掲げる著作物について、それぞれに定める点数をその著作物の格差点数とすることができる。

(i) 当該映画等のために著作された著作物

その映画等の上映時間の 30 / 100 に相当する時間を基準にして算出した点数

(ii) (i) 以外の著作物

10 点

(4) 前号の一括計算は、次に掲げる算式により各分配対象著作物に対する分配額を算出することをいう。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象使用料の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

3 貸与使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 貸与使用料の関係権利者に対する分配率は、第 13 条及び第 14 条の定めによる。

第13節 業務用通信カラオケ使用料

(業務用通信カラオケ使用料)

第52条 業務用通信カラオケについて徴収した使用料（以下「業務用通信カラオケ使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 業務用通信カラオケ使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料

(2) 分配対象使用料は、複製相当分の評価に対する分配のための資金（以下「複製分配資金」という。）及び公衆送信相当分の評価に対する分配のための資金（以下「送信分配資金」という。）並びに分配補償資金に区分する。

(3) 各資金の配分比率は、下表のとおりとする。

資金区分	配分比率
複製分配資金	分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の20%
送信分配資金	分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の80%
分配補償資金	分配対象使用料の0.5%

(4) 複製分配資金と送信分配資金は、それぞれ下表の分配基金区分に応じ、それぞれの配分比率により区分する。

分配資金区分	分配基金区分	配分比率
複製分配資金	複製回数分配基金	10%
	端末台数分配基金	10%
送信分配資金	利用回数分配基金	72%
	端末台数分配基金	8%

(5) 分配対象著作物は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象著作物
6月	10月から12月までに使用されたもの
9月	1月から3月までに使用されたもの
12月	4月から6月までに使用されたもの
3月	7月から9月までに使用されたもの

(6) 各分配対象著作物に対する分配額は、分配基金ごとに次に掲げる算式により算出し、分配資金の区分ごとに合算して分配する。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配基金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(7) 前号の分配点数は、各分配対象著作物について、次に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積とする。

イ 基礎点数

1曲の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 著作物格差点数

1アクセスコードに一つの著作物が使用される場合は1点、1アクセスコードに複数の著作物が使用される場合は、それぞれの著作物について0.5点

ハ 分配基金区分別評価点数

第4号に定める分配基金区分ごとに、次の点数を付与する。

(イ) 複製分配資金における点数の付与

(i) 複製回数分配基金

分配対象著作物の対象期間中に新たに使用者のデータベースに複製された著作物については、その著作物が利用可能な状態にある当該分配対象著作物の対象期間の末日現在の端末装置の全台数を点数とし、当該分配対象著作物の対象期間以前に使用者のデータベースに複製された著作物については、当該分配対象著作物の対象期間中に増加した端末装置の台数を点数とする。

(ii) 端末台数分配基金

各著作物が利用可能な状態にある端末装置の全台数を点数とする。

(ロ) 送信分配資金における点数の付与

(i) 利用回数分配基金

使用者からのアクセスコードごとの利用回数報告に基づく各著作物の利用回数を点数とする。

(ii) 端末台数分配基金

各著作物が利用可能な状態にある端末装置の全台数を点数とする。

(8) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前2号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

ロ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 業務用通信カラオケ使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 業務用通信カラオケ使用料の関係権利者に対する分配率は、送信分配資金については第11条及び第12条の定め、複製分配資金については第13条及び第14条の定めによる。

第14節 インタラクティブ配信使用料

(インタラクティブ配信使用料)

第53条 インタラクティブ配信について徴収した使用料（以下「インタラクティブ配信使用料」という。）は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 インタラクティブ配信使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) インタラクティブ配信使用料の区分、分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

類別	インタラクティブ配信使用料の区分	分配期	分配対象使用料
第1類	第2類に該当するものを除く使用料	6月	1月から3月までの期間に徴収した使用料
		9月	4月から6月までの期間に徴収した使用料
		12月	7月から9月までの期間に徴収した使用料
		3月	10月から12月までの期間に徴収した使用料
第2類	非商用配信等の包括使用料	3月	前年に徴収した使用料

(2) 前号にかかわらず、下表の徴収月に徴収した前号に定める第1類の使用料のうち、その徴収対象となったサービスメニューに係る分配対象著作物が、同表に定める分配期における第7号の定めによる計算の実施までに確定したものについては、当該分配期の分配対象使用料とすることができる。

徴収月	分配期
各年度の4月	当該年度の6月
各年度の7月	当該年度の9月
各年度の10月	当該年度の12月
各年度の1月	当該年度の3月

(3) 分配対象使用料は、複製分配資金及び送信分配資金並びに分配補償資金に区分する。

(4) 各資金の配分比率は、ダウンロード形式及びストリーム形式に区分し、それぞれ次のとおりとする。

イ ダウンロード形式

資金区分	配分比率
複製分配資金	分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の 65%
送信分配資金	分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の 35%
分配補償資金	分配対象使用料の 0.5%

ロ ストリーム形式

資金区分	配分比率
複製分配資金	分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の 15%
送信分配資金	分配対象使用料から分配補償資金を控除した額の 85%
分配補償資金	分配対象使用料の 0.5%

(5) 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。ただし、第1号に定める第2類の使用料の対象となる分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収期間に使用された著作物とする。

(6) 第1号及び前号にかかわらず、IPマルチキャスト放送に係る使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとし、分配対象著作物は、前年度において、第34条に定める民放衛星波テレビ放送使用料のうちの、CS放送に係る使用料の分配対象著作物をもって確定するものとする。

分配期	分配対象使用料
6月	前々年度使用分として徴収した使用料

(7) 各分配対象著作物に対する分配額は、分配資金ごとに次に掲げる算式により算出し、分配資金の区分ごとに分配する。

$$\text{各分配対象著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配資金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \text{各分配対象著作物の分配点数}$$

(8) 前号の分配点数は、各分配対象著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積とする。

イ 基礎点数

1曲の使用について、以下のとおりとする。

(イ) 曲別に使用料を徴収した著作物（ダウンロード形式、ストリーム形式を問わず、1曲1リクエスト当たりの単価に総リクエスト回数を乗じて著作物単位の請求額を算出し徴収した著作物及び1曲当たりの単価に利用期間を乗じて著作物単位の請求額を算出し徴収した著作物をいう。）

1点

(ロ) (イ) 以外の著作物

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ 評価点数

複製分配資金及び送信分配資金の区分ごとに、次の点数を付与する。

(イ) 曲別に使用料を徴収した著作物

1 サービスメニューにおける当該著作物の請求額の値を点数とする。

(ロ) (イ) 以外の著作物

1 サービスメニュー単位の請求額に、総リクエスト回数に占める当該著作物のリクエスト回数の割合を乗じた値を点数とする。ただし、リクエスト回数の報告がない場合は、1 サービスメニュー単位の請求額を、そのサービスメニューに使用された全管理著作物数で除した値を点数とする。上記にかかわらず、1 サービスメニューにおいて複数の催物コンテンツ(コンサートやイベントなどの各種催物を内容とするコンテンツをいう。以下同じ。)が配信される場合のインタラクティブ配信使用料のうち、1 サービスメニュー単位で徴収した包括使用料に係る著作物については、1 サービスメニュー単位の請求額のうち1 催物コンテンツ単位により算出した請求額を、当該催物コンテンツにおいて使用された全管理著作物数で除した値を評価点数とすることができる。

(9) 前号にかかわらず、音楽以外の著作物を利用することを主たる目的として、映像コンテンツ（映画、ビデオグラム等をいう。以下この号において同じ。）を配信する場合の包括使用料については、当該映像コンテンツに係るキューシート等（キューシート、使用物情報、放送番組に係る著作物の収録情報、利用曲目報告書をいう。）に基づき、各分配対象著作物に次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。

イ 基礎点数

1 曲の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配の対象となる関係権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

ロ リクエスト回数に係る評価点数

1 サービスメニュー単位の請求額に、総リクエスト回数に占める当該映像コンテンツのリクエスト回数の割合を乗じた値を点数とする。ただし、リクエスト回数の報告がない場合は、1 サービスメニュー単位の請求額を、そのサービスメニューに使用された映像コンテンツ数で除した値を点数とする。

ハ キューシート等における使用時間に係る評価点数

当該キューシート等に記載されている管理著作物の総使用時間に占める当該著作物の使用時間の割合を点数とする。ただし、使用時間が不明の場合は、当該キューシート等に記載されている管理著作物の数で1を除した値を点数とする。

(10) 分配補償資金による分配は、次に定めるところによる。

イ 分配資料の漏れ等のため、分配対象から欠落した著作物の関係権利者に対する分配は、当該関係権利者の分配請求に基づき、前3号の定めにより算出した相当額を、分配補償資金から支出して行う。

ロ 分配補償資金による分配は、分配請求のあった日から3年前までの分配について、当該利用に係る資料を添えて分配請求があり、当該利用の事実が確認されたものに対して行う。

ハ 分配補償資金に残余の額が生じた場合は、次の分配期の分配対象使用料に繰り入れるものとする。

3 インタラクティブ配信使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、前項第1号に定める第1類の使用料の対象となる各分配対象著作物については、各分配対象著作物の利用月の属する四半期の最終日とし、同第2類の使用料の対象となる各分配対象著作物については、許諾契約期間の最終月の属する四半期の最終日とする。

4 インタラクティブ配信使用料の関係権利者に対する分配率は、送信分配資金については第11条及び第12条の定め、複製分配資金については第13条及び第14条の定めによる。

第15節 外国団体から収納した使用料

(委託先外団から収納した使用料)

第54条 委託先外団から収納した使用料は、第2項の定めにより各分配対象著作物の分配額を計算し、第3項に定める確定基準日における関係権利者に、第4項に定める分配率に従って、分配する。

2 委託先外団から収納した使用料の各分配対象著作物の分配額の計算は、次の各号の定めに従って行う。

(1) 分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
6月	10月から12月までの期間に収納した使用料
9月	1月から3月までの期間に収納した使用料
12月	4月から6月までの期間に収納した使用料
3月	7月から9月までの期間に収納した使用料

(2) 前号にかかわらず、委託先外団から収納した衛星及び有線テレビジョン放送使用料のうち、分配明細のない日本の放送番組チャンネルの再放送に係る使用料の分配期及び分配対象使用料は、下表のとおりとする。

分配期	分配対象使用料
3月	前年に収納した使用料

(3) 前号の分配対象使用料は、3月分配期における、第30条に定めるNHK使用料の放送分配基金及び第32条に定める民放地上波テレビ放送使用料の放送分配基金の額に応じて按分し、各基金に合算して、第30条及び第32条の定めにより分配する。

(4) 分配対象著作物は、分配対象使用料の収納対象となった著作物とする。

(5) 各分配対象著作物に対する分配額は、収納した使用料額とする。

3 委託先外団から収納した使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、各分配期の分配対象使用料の対象期間の最終日とする。

4 委託先外団から収納した使用料の関係権利者に対する分配率は、演奏権使用料に係る分配については第11条及び第12条の定め、録音権使用料に係る分配については第13条及び第14条の定めによる。

第16節 その他の使用料

(その他の使用料)

第55条 使用料規程中「その他」の規定により徴収した使用料（以下「その他の使用料」という。）に係る各分配対象著作物の分配額の計算方法は、当該使用料の算出方法、徴収した使用料額及び使用された著作物数を参酌し、理事会の承認を得て、別に定める。

- 2 その他の使用料の各分配対象著作物の関係権利者の確定基準日は、理事会の承認を得て、別に定める。
- 3 その他の使用料の関係権利者に対する分配率は、演奏権使用料に係る分配については第11条及び第12条の定めに、録音権使用料に係る分配については第13条及び第14条の定めによる。

第 17 節 実施細則

(実施細則)

第 56 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程（著作物使用料分配規程の全部を変更する規程）は、2024年1月17日から施行する。

(細則の廃止)

第2条 次に掲げる細則は、2024年1月17日をもって、廃止する。

- (1) 社交場使用料に係る分配対象著作物の確定方法等(1985年10月23日理事会において制定)
- (2) 演奏使用料の分配基金及び分配補償資金の配分比率(2016年9月7日理事会において制定)
- (3) 遊技場における遊技機を用いた上映等使用料の分配方法(2018年3月7日理事会において制定)
- (4) カルチャーセンターにおける演奏等に係る使用料の分配方法(2019年2月6日理事会において制定)
- (5) 演奏会型ライブハウス使用料及びホール型ライブハウス使用料に係る分配対象著作物の確定方法(2019年5月8日理事会において制定)
- (6) 音楽教室における演奏等に係る使用料の分配方法(2019年11月6日理事会において制定)
- (7) レコード放送に係る分配対象著作物の確定方法(2002年9月4日理事会において制定)
- (8) 放送等使用料の分配基金及び分配補償資金の配分比率等(2002年9月4日理事会において制定)
- (9) テレビ放送分配基金の区分方法(2012年4月4日理事会において制定)
- (10) 使用形態に基づく評価点数等(2002年9月4日理事会において制定)
- (11) 放送局格差点数(2002年9月4日理事会において制定)
- (12) 放送大学学園の放送に係る放送使用料の分配規程細則(1996年4月24日理事会において制定)
- (13) コミュニティ放送に係る使用料の分配方法(2004年12月15日理事会において制定)
- (14) 有線テレビジョン放送(CATV)等使用料の分配細則(2011年1月12日理事会にお

- いて制定)
- (15) テレフォンサービスに係る使用料の分配方法(2004年8月4日理事会において制定)
 - (16) オフトーク通信に係る使用料の分配方法(2004年8月4日理事会において制定)
 - (17) 多曲利用業務用カラオケソフト使用料の分配方法(2004年9月1日理事会において制定)
 - (18) 業務用通信カラオケ使用料の分配資金及び分配基金の配分比率(2001年9月5日理事会において制定)
 - (19) インタラクティブ配信使用料の分配資金及び分配基金の配分比率(2001年9月5日理事会において制定)
 - (20) インタラクティブ配信の包括使用料に係る分配方法(2004年8月4日理事会において制定)
 - (21) インタラクティブ配信使用料の分配期及び分配対象使用料(2019年12月11日理事会において制定)
 - (22) 1 サービスメニューにおいて複数の催物コンテンツが配信される場合のインタラクティブ配信使用料の分配方法(2020年11月4日理事会において制定)
 - (23) 下請出版著作物等の関係権利者に対する分配方法(1996年3月6日理事会において制定)
 - (24) 分配先未確定外国作品分配保留使用料の処理方法(1998年5月6日理事会において制定)
 - (25) 分配調整に関する実施細則(2006年5月10日理事会において制定)
 - (26) 外国団体から収納した衛星及び有線テレビジョン放送使用料に係る分配方法(2007年2月7日理事会において制定)

変更履歴

1. 2024年1月17日 初版